

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀 (三)

フィリップ・ブオナローティ 著

田 中 正 人 訳

目 次

凡 例

序 言

第一章 革命の諸局面——テルミドールまで

以上、一六九号

第二章 平等派——パンテオン・クラブの創設と解散 (その一)

以上、前号

第三章 平等派——パンテオン・クラブの創設と解散 (その二)

第三章 秘密総裁府——設置とその組織 (その一)

以上、本号

第三章 秘密総裁府——設置とその組織 (その二)

以下、続載

.....*

第二章 平等派——パンテオン・クラブの創設と解散（その2）

アマール委員会の解散

アマールが共通した不安の対象となっていた。彼は、平等の友の多くにとっても、また貴族支配 aristocratie の支持者たちにとっても、不愉快な存在であった。後者は、ジロンド派が告訴された際の彼の役割と共和国の敵に対して彼が發揮した厳格さ（本章訳注〔52〕（前号）を参照）とを非難していた。前者は、彼がテルミドル九日の犠牲者たちに対するもっとも激しい断罪者のひとりであったと非難し、また、ぞっとするような冷酷な表情をその犠牲者に対して示していたと主張していた。また彼は虚栄心が強く、慎重さに欠け、陰謀を巡らすのが好きで、恨み深い、とも言われていた。しかし彼は、ダルテとマサールの信頼を獲得したのであり、この二人を通じて委員会の他のメンバーたちは彼と仲間になったのである。

彼らは、人民の大義に奉仕したいという彼らの激しい気持ちから、また彼が示していた熱意の真剣さについて彼らが下した評価によって、アマールに引きつけられたのであるが、つらい思い出、平等派の体系に彼が賛成の意思を表明した際の熱心さそのもの、そして、裏切るのではないかという謂れのない心配が引き金となって、彼から遠ざかった。

国民公会の保安委員会 comité de sûreté générale の主任警官のひとりであったエロンは、保安委員会においてアマールに対する根深い憎悪を抱いていた。瀕死状態にあったエロンは、共和主義者たちがアマールに対してある程度の信頼を寄せていると知るや、フェリックス・ルベルティエを急いで呼び寄せ、アマールから共和主義者たちを遠ざけるよう、祖国の名において彼に懇願し、また彼をきわめて恐ろしい様相の下に共和主義者たちに対して描いて見せる仕事を託した。エロンの願いがかなえられた結果、用心のためと言う理由でヌーヴ・エガリテ街（現在のバリ第二区アブキール街）

それまでのクレリ街とは至近距離」に会合場所を移したばかりの委員会は、その直後に解散した。⁽²¹⁾

同種のその他の集会

この頃、真の共和主義者であつて、陰謀家でないか、あるいは陰謀家になろうとする心構えのない者はひとりもいなかった。すべての人が、専制支配打倒を達成するために団結し、協力する必要性をこの上なく強く感じていた。それゆえ、今私が話したアマール委員会が解散したときに、パリのいくつかの地点でその他に同種の集会が組織された。それらの集会の中では、ダルテ、ブオナローティ、マサール、ブーアン、ディディエ、アントネル、ジェルマン、ボードゥマン、トランシャル、ドゥレ、ミトワ、デュフルそしてシャルルの姿が目立っていた。

これらの新しい集会が長期間にわたつて存続することはなかった。警察の監視ゆえに、また民主派の努力を別の中枢に結びつけることを目差すひそかな影響力（「パプーフとその仲間による」）のゆえに、まもなくそれらの集会は終わりを迎えたからである。それらの集会において、すべての愛国派を人目につかない小クラブ *clubs* に分散させ、この小クラブの代表が区ごとの協会 *sociétés* を形成し、さらにこれらの協会は少人数の信頼できる民主派で構成され、また全体に対して首尾一貫した刺戟を与える任務をもつ中央委員会 *comité central* に従属する、とする計画が展開された。

民主主義的精神がバンテオンで噴出した

会員数がいっそう増加したバンテオン・クラブでは、共和暦第三年憲法に基づく専制支配（総裁政府）に反対する意識が高まっていくのを抑えようと大変苦勞していた。あらゆる党派の新聞の朗読が引き起こした激しい議論、そして、祖国の防衛者たちに一〇億リーヴルの国有財産を配分する法律および貧しい市民に相当な援助を与える法律（本章原注（22）を参照）の施行を訴える提案が引き金となつたはるかに活発な議論は、かつての民主主義的活力をクラブ内によ

みがえらせることとなり、また、人民的諸原理のもっとも献身的かつ雄弁な友たちが誰であるかを政府に知らせることもなった。

このクラブの弁士たちが置かれた難しい状況

バンテオン・クラブ員の間では、思慮深く隠蔽することが彼らの願望の成就をより容易にするのに必要な予防策であると認められていたとはいえ、大胆な演説が口から口へと伝わるのを防ぐことはできず、また、時々クラブの演壇で、時には情熱のあまり、時にはこの有益な組織を消滅させようとする企みから、そうした演説が大声でなされさえするのを防ぐこともできなかった。その上、人民に対して彼らの利害および諸権利について語らない限り、人民にエネルギーを吹き込むことは不可能であった。しかも、討論をいくらか自由に行わせておく必要性は、あまりに早い時期から専制支配の側に用心させないために備えなければならなかった慎重さと相俟って、あるいは公共の利益の観点からであれ、あるいは弁士たちに抱かせ続けることが重要であった信頼感の観点からであれ、バンテオンの弁士たちを厄介な状況に置いていた。

人民の間での民主主義的諸原則の復活

クラブが平等の友たちおよび敵たちの注意を再び引き、そこでの議論が愛国派の新聞によって繰り返され、論評され、他方、革命的な著述家たちからは歪曲され、非難され、中傷されていた間に、また、昔からの民主派がバンテオンに希望のまなざしを投げかけていた間に、パリの民衆は長期にわたる災厄ゆえに陥っていた無関心状態から次第に抜け出したのであり、また、すべての県において、首都の協会に入会を許されたメンバーを介してその協会とひそかに連絡を取る多数の協会が形成された。

パンテオン・クラブの作業

パンテオン・クラブの作業は以下のように分けられていた。すなわち、新聞の朗読、

メンバーたちからの通信の報告、

不幸な愛国者たちへの募金、

貴族支配によって牢獄に送り込まれた人びとを釈放させるための働きかけ、である。

以上に続いて、立法および政府の動きについての議論、提案と当局に提出すべき請願書の検討が行われた。活発な議論はしばしば、人民に彼らの諸権利を余すところなく回復させることを切望している人びとの高邁な感情を、また逆に、クラブを耐え難い支配のための踏み石とすることを目論んでいる他の何名かの連中の私利私欲に満ちた偏狭な見方をもあからまにさせた。

このクラブの内部で生じた注目すべき出来事の中でも、とりわけ以下の二つは注意を払っておく価値がある。

祖国防衛者たちへの国有財産一〇億リーヴルの配分

共和暦第二年テルミドール九日以前に、二本の法律〔デクレ〕が土地という富の配分面で大がかりな改革を準備していた。

最初の法律によって、一〇億リーヴルの国有財産〔の配分〕が祖国の防衛者たちに約束されていた。

第二の法律によって、革命に対する敵たちの財産が不幸な愛国者たちに支給されていた。

パンテオン・クラブ会員のほとんどすべてが、第一の法律の執行を恩義に報いることと見做していた。しかし、平等の大義にもっとも忠実な人びとはさらに、第一の法律の執行を、第二の法律の施行を手に入れるために、また、国民に

対し、主権者の手中に財産処分権を与える原則に慣れ親しませるためになすべき第一歩であると思做していた。さらに彼らは、この種の議論によって初めて、人民に多くの驚異をなさしめたあの活力を、また道理になかった公共秩序打ち立てようとするあらゆる努力を無駄にしないために不可欠の活力を、人民の中によみがえらせることができる、と意識していた。

それゆえ、一〇億リーヴルの実際の配分を請願する提案は感動的に受け入れられ、そうした要求を含む請願が当初は無修正で採択された。しかしながら、幾人かの政府の手先が、やっと脱したばかりの恐怖のうちにクラブ員の多数を再度投げ込むことに成功したのであり、その影響を受けて、その後の会議でその送付は無期限に延期されてしまった。

パブーフに対するクラブの関心

『護民官』紙上でパブーフが現行憲法と政府メンバーとを非難した際の大胆さのゆえに、パンテオン・クラブは長い間彼に関して厳しく沈黙を守った。護民官（パブーフ）の見解を支持する人びとは、性急な行動によっていっさいを失うことを心配していたからであり、他方、臆病者たちは係わり合いになることを恐れていたからである。また、パブーフの教説に対する敵たちには、彼を重要視することになることが解っていたからである。

共和暦第四年ヴァントーズ初め（九六年二月下旬）のこと、パブーフにかけられていた断罪が彼の妻にまで及んだ。彼女は、夫の文書を配布したとして逮捕されたのであるが、実のところ、当局は彼女からパブーフの隠れ家を聞き出しただけであった。こうした行き過ぎた暴虐の話を聞いて、パンテオンでは無数の憤激の叫び声が響きわたった。平等の友たちは勇敢なパブーフを擁護したのであり、クラブは彼の妻の釈放を請願し、金銭的援助を獄中の彼女に届ける約束をとりつけた。

パンテオン・クラブ内の分裂

人民が少し前には多くの栄光とともに擁護していた真実を改めて熱心に受け入れるようになり、フランス全上に平等の精神が新たに拡大し、民主政を目差すこうした新たな高揚が見られ、また何よりも、パンテオン・クラブの幾人かのメンバーの特徴が知られるようになってくると、反人民的な著述家たちはこぞってこのクラブに対して怒りをぶちまけるようになり、これに五〇〇人院の数人の演説家が合流した。クラブを王党派に対する脅しにしようとの期待から、初めのうちはクラブを称賛していた政府も、すでにその影響力を危惧していた。専制支配の側から送り込まれていた手先たちは、意志薄弱な連中の臆病さに助けられつつ、クラブ内に恐怖を撒き散らすことによって、クラブの活力を麻痺させた。つまり彼らは、ある時は、クラブを武装襲撃できる貴族 aristocrates の一団があると指摘し、またある時は、クラブにおける議論の大胆さと言われるものに苛立っている政府の怒りをクラブに示してみせた。しかし彼らは、打つ手としてはただただ、服従行為と既成体制への愛着心からの抗議とを提案していたにすぎない。

こうした助言に引きずられたクラブは、総裁政府への一通の請願書を提案させられたのであるが、その中で無数のお世辞を並べ立てた後に、クラブは共和暦第三年憲法への忠誠を誓わされた。その請願書は激しい反対を受けた。しかし多数決で採択されたことから、その請願書は、それに署名した人びとと、臆病にも偽りの誓いをするよりもむしろ新たな断罪を受ける可能性の方を選んだ人びととの間での分裂をもたらし理由となった。この明白な結末はあらゆる意見をさらけ出し、また、「権力の」強奪者たる権力機関の方は、もっとも恐るべき方針と意思の強固さをもつ市民たちを確実に見分けたのである。

アシニャ紙幣、出版の自由、陪審員

作業を行う過程で、クラブはアシニャ紙幣27の信用、出版の自由、そして陪審団28の構成に眼差しを向けた。

当時アシニヤ紙幣がその価値を失っていく速さは大変なものであって、賃金は一日のうちに二倍にもなる食料品価格についていけなかった。したがって、自らの労働で生計を立てていた人びとは、もはや暮らしていくのに必要なものを稼ぐことができなかつたのであって、家財道具やボロ着を売り、極貧の中で衰弱し、栄養不良で死んでいた。パンテオン・クラブ員たちの陳情書は、立法府に対しこの深刻な混乱に注意を払うよう喚起した。

いまひとつ別の陳情書は、敵意を抱いた発言者たちが立法府内で出版の自由に対して制限（本章訳注〔77〕を参照）を加えた際に用いた詭弁に対して反駁を行った。新しい貴族階級が悪意に基づいて、また故意に王党派と民主派とを混同し、その民主派の大胆さを抑えるために制限を行うのである、と彼らは述べていたのである。

新しい立法によって、検察陪審員および弁護陪審員の名簿に登録される権利が選挙・被選挙資格に必要な納税額を払っていない人びとから剥奪されたために、貧困階級は裁判において保証を失う結果となった。そこから、貧困階級については厳格な裁判が行われ、特権者たちについては寛大な措置が取られることとなった。クラブは人民に対して、また説明のない立法府に対して、こうした危険かつ明白な権限濫用を暴き立てた。

クラブの慎重さ

当初からパンテオン・クラブを民主政の再興者たちの拠点とするつもりでいた人びとは、世論が全体的に改められることによって率直に語る事が可能となり、抑圧者たちの努力が無駄なものとなるときまでは、人民のエネルギーをかき立てることを、またそれと同時に憲法に基づいた権力機関に配慮することを目差していた。したがって彼らは、時の専制支配者たちに露骨に当てはめられることをいっさい避けつつ、人間と人民の諸権利を論じるとどめることを望んでいた。そしてクラブ内で総裁政府のメンバーに対する重大な告発を口に出したり蜂起を主張する人びとの思慮を欠いた、またおそらくは見せかけの情熱を絶えずクラブが非難したのは、まさに彼らの助言に基づいてのことであった。

国民公会議員の排除

同じように、慎重を期すという理由から、断罪された山岳派議員のクラブ入会が拒否された。政府が、間違いからではあるが、彼らを危険な陰謀家たちと見做していたからである。ドゥルエだけが入会を認められた。⁽²¹⁾

共和暦第四年ブリュヴィオーズ〔九六年一月二日から〕になると、パンテオンに姿を見せる一般庶民はあふれるほどとなり、パリのいくつものカルティエ〔セクション〕に形成された小規模な民主主義的協会はパンテオン・クラブに對して好意的であり、また、人民は自らの諸権利の復活に對して強い関心を抱いていた。これらのことから、パンテオン・クラブの創設者たちは、彼らの願いが達成され始めていることを、また彼らの努力のためのいっそう広大な場を切り拓くべき時期が到来したことを知った。

それまでは、彼らはきわめて活発な革命分子を糾合し、活気づけるにとどめていた。しかし、彼らはその頃になって、パリの民衆に對しても同じような影響力を行使すべき時期が到来した、と意識したのである。

旬日礼拝の祭典

集會に不可欠の公開性と自主規律のための規制との両立、とりわけ慎重さから必要とされる気配りとの両立に努める過程で、彼らは、自分たちの政治的教説が自然の諸法則の絶対的な帰結である以上、その教説を神 *divine* の規範として、すなわち自然宗教の対象として提示することは、道理にかなってゐるとともに容易にできることでもある、と確信するにいたった。

事実、最高存在 *Etre Supreme* を創造者、立法者そして庇護者として提示する信仰の実践は、キリスト教にその倫理ゆえにのみ執着している人びと、無神論を拒絶している人びと、そして迷信を嫌悪している人びとにも好まれるという大きな利点を提供していた。その信仰実践はさらに、人類が敬う賢者たちの意見に、また反駁不可能な論理構成に立脚

していた。したがってそれは、改革者たちが手中にすれば、民主政の諸制度を確立するための強力な武器となりえた。それはまた、大規模な人民の集まりに対して語りかける唯一の合法的手段だったのである。

それゆえ、教義としては自然道徳のみを説きつつ、自然神教徒deistsとして公共の聖堂に姿を現すことが決められた。そして、当時政府そのものも旬日 *decards* 礼拝の祭典ritesを導入することによって達成しようと努めていたことであるが、カトリック教会の宗教的実践を他の実践に置き換える習慣を大衆につけさせることが有益であるがゆえに、これらの祭典を公然と行なうこと、またそのために広い聖堂を総裁政府に対して要求することが決定された。

総裁政府の側は、こうした要求の目的を見抜いており、その結果を恐れていたために、提案された式典を自ら引き受けるという口実の下に、その要求を拒んだ。

そこで、クラブに対していっそう明快な言葉遣いで語ることに、また全体として知られると軽率ともなりかねない、秘められた考えの一部をクラブにほめめかすことが必要となった。公然性と、法によってあらゆる信仰宗派の構成員に保障されている聖堂とを手にするために、宗教的形態を盾にとることをクラブに決定させようとの主張が出てきたのである。

このテーマに関わる議論はきわめて活発であって、数回にわたる会合で引き続き議論が行われた。その計画の提案者たちは、ある時は慎重に政府に任せるよう勧めることによって、またある時は、宗教的形態はいずれも新たな迷信の源であると思ひ描かせることによって、その計画の実施を阻もうと努める発言者たちに反論しなければならなかった。

すべての反対がようやく退けられて、「クラブは、自然の法則を布教することによって公然と神 *Divine* を称えるために旬日礼拝を利用する」との決定が下された。ある委員会が、聖堂を賃借し、新しい宗教 *religion* の教理問答書と規則とを準備する任務にあたることとなった。

パンテオン・クラブ員たちに対する政府の憎悪

同じ頃、総裁政府はパンテオン・クラブに激しい恐怖を抱いていたのであり、首都の多くのエゴイストはそこでの議論に不安を覚えていた。それゆえ警察は、パンテオン・クラブの弁士たちの言葉と動きを見張るのに忙殺されていたが、弁士たちは、公開の場での行動によっては迫害をうけるべき理由をなにひとつ提供しなかった。しかしながら当局は、彼らを破滅に追いやる決意を下していたのであって、すでに強盗の巢窟と呼んでいたクラブを解散させるための口実を待ちかまえていた。

パンテオン・クラブ員たちの熱情

共和暦第四年ヴァントーズ初め（九六年二月下旬）の頃、パンテオン・クラブ員たちは以前の茫然自失からの立ち直りを示しており、全体的に見て、民主政の勝利を目差して献身的に活動していた。彼らの熱情をかき立てるのではなく、有害な結果をもたらしかねない熱情の激発を抑える必要があった。政府がクラブ内に忍び込ませていた密使たちは、軽蔑され、嫌悪されていたために、もはや惑わせることはできず、卑劣な密告者となり下った。

バブーフの著述の朗読——パンテオン・クラブの解散

政府が探し求めていた口実はタルテによって提供された。クラブの意識状態を探ろうとした彼は、『護民官』紙上の陳情書 (Petition) をクラブで朗読したのであるが、その中では、総裁たちおよび数名の（五〇〇人院）議員本人が、彼らの抑圧的な憲法および専制支配的な法律と同じように、手ひどく攻撃されていた。その朗読は拍手を浴びた。しかし数日も経たないうちに、総裁政府によってパンテオン・クラブの閉鎖が命じられ、ポナバルト將軍本人によって閉鎖が執行された（九六年二月二八日）。

政府の不実な行為

すべての貴族支配的政府の下でと同様に、フランス共和国の政府の下でも、唯一者による統治機関にも人民の権力にも同じように反対する風潮が存在していた。しかしながら、直前に人民主権の教説が国民の大部分に熱烈に受け入れられ、また新たな貴族支配の創設者のうちの幾人かによってさえ熱烈に説き勧められていたことから、民主派をありのままに描き出すことによっては、人民主権の教説を理由に民主派を責め立てることは新たな貴族支配にはできないことであつた。それゆえ彼らは、民主政の諸原理と秩序破壊、anarchieとを一緒くたにするふりをしつつ、民主派は秩序破壊を利用して、長い回り道を経て国民を王政へと連れ戻すことを願う偽装王党派である、と規定することによって、民主派を公衆の反感にさらそうと努めた。

こうした政治的ベテンは、新たな統治機関が人民的党派に対して行ったすべての行為のうちに見出される。総裁政府のアレテ〔命令〕は、パンテオン・クラブとともに、王党派のいくつもの集会を閉鎖したが、後者はたいていすぐに再開されたのであつて、このことは、そのベテンを示す他のいっそう決定的な証拠に付け加えるべきひとつの証拠である。これについては、ジェルミナル二七日〔九六年四月一六日〕の有名な法律を説明する際に述べる機会があるであろう。悪意ある人びとが彼らの厄介な敵を一掃することは造作もないことであつた。自分たちの最近までの貧困を富裕へと変えてくれた権力を保持するために暴力と誹謗中傷とを惜しみなく用いた連中によって、きわめて公平無私な平等の友たちは強欲と野心の怪物である、として人びとに提示されたのである。パンテオン・クラブ員たちに対しても、同じような非難が総裁政府によって雨あられと浴びせられた。パンテオン・クラブ員たちは一七九三年憲法と独裁を公然と要求している、として非難された。独裁に関して言えば、これが話題になつたことは一度としてなかつた。しかも、一七九三年憲法はクラブ員すべての心の中にはあつたにせよ、彼らは演壇でそのことが語られるのを容認しない慎重さを常にもつていたのである。

愛国派に対する新たな断罪

この乱暴な行為は、多少とも自由に愛着をもつすべての人の心に不安を与えたのであり、また、新たな迫害が始まる合図ともなった。愛国派の多くが、彼らの遂行していた公職から追放された。革命的な行為が追及を受け、人民的な著述家が盛んに告訴された。

共和暦第三年憲法が人民に与えていた集会権はきわめて限定的なものであったが、その集会権に対して総裁政府と民衆結社に関するマイユ議員の報告書とがもたらした侵害に対して、平等のきわめて熱烈な友からきわめて穏健な愛国者にいたるまで、すべての人びとが憤慨した。その専制支配は、そのことによっていっそう大きな脅威となり、いっそう耐え難い性質を帯びるようになったのであり、その専制支配に反対するあらゆる色合いの愛国者を結集し、また彼ら全員に専制支配の早急な打倒を願わせるという結果をもたらした。暴力によって分散させられていたバンテオン・クラブ員たちは、まず共和主義者が経営するキャフェに、その後美しい時節が戻ってくると、公共の広場に集まった。

数名の著述家は総裁政府の行為に激しく抗議した。他にも、パプーフに倣って、この機会を捉えてこれまでになく率直に、自らの諸権利を回復するよう、人民に訴えた者もいた。

当時パリにおいて回し読みされた文書の中でも、フェリックス・ルベルティエの「兵士よ、足を止めて読みなたまえ」と題するピラと、アントネルが匿名で書いた『市民の集会に閲して、フランス人に対する演説』は出色のものであった。

原注

(21) アマールは、民主派の陰謀にいくらかの金銭上の出費を行っていたのであり、この陰謀を企てた人びとに対する告発に彼自身巻き込まれるまで、協力を続けた。

(22) 共和暦第二年ヴァントーズ八月〔九四年二月二六日〕および一三日〔同三月三日〕のデクレ。

〔*1〕二月二六日にサン・ジュストは国民公会において、反革命容疑者の財産の没収を要求する報告を行い、また、三月三日の第二の報告において、「共和国の敵」と認定された反革命容疑者の財産を「貧窮者」に分配することを要求した。こうして採択された決議が「ヴァントーズ法」(河野編、前掲「資料 フランス革命」所収、阪上孝訳「七四 ヴァントーズ法 (一七九四年三月三日)」、四九七〜五〇〇ページを参照)である。ロベスピエールの死とともに適用されなくなった。

〔23〕国債に代表される以前の公債とアシニャの名称で知られる紙幣に代表される新しい公債との償還に当初から充てられていた国有財産がひどく濫費されていたのに、テルミドール九日以後は、競売に付することなく、公示もなされず、単に入札をするだけで国有財産を購入することが可能となり、また、かつては正貨でなされていた査定に基づいて、もはやほとんど価値のない紙幣で代価を支払うことが可能になった。このことによって、軍に武器を供給する連中の強盗行為によってと同様に、その後共和国の完全な破滅に大きく寄与することになった、あの莫大な財産と桁はずれの贅沢とが生まれた。

パンテオン・クラブ員たちは請願書の中で、このまま混乱が続けば、祖国の防衛者たちに対して恩義に報いるための土地は一アルパン(地方によって異なるが、現在の約二〇〜五〇アールに相当)たりとも残らなくなるであろう、と指摘していた。晩年の演説の中でロベスピエールはすでに、貧乏人を踏み台にしつつ、裕福な金利生活者に対して払われた便宜について、またとりわけ、人民に割り当てられていた国有財産の総量が減らされている事態を財務委員会が容認していることについて、不満を漏らしていた。

〔24〕彼〔ドゥルエ〕「序言」訳注〔3〕の補注〔*1〕を参照)はヴァレンヌ(第一章訳注〔10〕を参照)において、反逆し逃亡した国王(ルイ十六世一家)を逮捕させたのであり、公会では民主政に共鳴していた。モブージュ攻囲の際に熱烈な敵身的行為の後に捕らえられ、彼が公然と非難したテルミドールの悲惨な事件の際にはオーストリアの監獄の中にいた。

〔*1〕一七九三年九月三〇日から一〇月一六日まで、ベルギー国境に近いノール県モブージュに対するオーストリア軍による包囲。一六日、ヴァティニの戦いでジュルダン、カルノー率いるフランス軍がコブール(証拠書類 二二の訳注〔3〕)率いるオーストリア軍を破り、攻囲を解いた。

〔*2〕ドゥルエは、九五年一月に王女マリー・テレーズと交換された革命家のひとりとして、自由の身となった。

〔25〕共和暦第四年ヴァントーズ九日(九六年二月二八日)。

〔26〕当時、国内軍を指揮していたボナパルト(九五年一〇月二六日に国内軍司令官に任命)がこの措置をとったまさに張本人

であつた。多数の配下の助けを借りつつ、パンテオン・クラブ員たちの秘められた考えを見抜いたボナバルトは、総裁政府にそのことについて恐怖を抱かせ、解散命令を手に入れたのである。彼は執行に立会い、クラブが会合を開いていた部屋の鍵を自分に渡してもらつた。

こういつた類の幾つもの行為から、新たな貴族階級は、すでにトゥーロン奪回（1）によって、またヴァンデミアール（2）一三日によつて有名となつていたこの將軍を、いつの日か人民に対抗するための信頼しうる支持を提供しうる人物であると認めたはずである。しかも、彼の傲慢な性格と貴族支配的な見解とについて知られていたからこそ、彼は、民主政を求める精神が再び現れた速さに驚愕したこの陣營（3）（新たな貴族階級）から、共和暦第八年ブリュメール一八日（一九九年一月九日のクーデタ）に助けを求められたのである。ボナバルトは、共和暦第二年テルミドール九日が革命に与えた一連の反動の結果として、後になつて最高権力の座に就いた。このテルミドール九日という悲痛な時期以降、骨組みだけとなった共和国を統治していた権力機関は、人民から切り離されていたために、絶えず、一方では王党派と、他方では手足をмоがれた民主派と闘わなければならなかつた。事実、権力は、共和暦第三年ブレリアールにはこの民主派と戦い、共和暦第四年ヴァンデミアールには国王の支持者たちに打撃を加え、同じ年のフロレアルとフリユクチドルには民主派を断罪し、共和暦第五年フリユクチドルには王党派を告訴し、また共和暦第六年ブレリアールには人民による選挙を粉砕したのである。共和暦第七年の最後の数ヶ月には、人民の怒りの爆発がかつてなく強くなり、また敵国の軍隊がいっそう大きな脅威となつたために、国民主権の侵害者たちは、アンシアン・レジームによる復讐と人民の正義との間で板ばさみにあつていてるよう感じていた。しかし民衆派 *Parti populaire* からなら容易に手にしえたであろう妥協に訴えるにはあまりにも平等に敵対していた彼ら侵害者は、軍事独裁のあらゆる可能性に身をさらす方を好んだのであつて、共和暦第八年ブリュメール一八日に、ひとりの横柄な兵士のもつ無制限の権力にフランス共和国を委ねたのである。彼らはボナバルトの野心と大胆さを抑えうると思ひ込んでいたが、無駄なことであつた。

やはり、共和暦第二年テルミドール九日に優位に立つた政策の結果、フランスの運命を司つていた人びとは、侵略戦争を、国民の注意を喚起し、国民を自分たちの諸権利への関心かららせ、軍隊から民主的気分を次第に排除し、市民を墮落させ、また將軍たちに野心をかき立てるための強力な手段と見做すようになっていた。それ以外に、イタリヤおよびスイスにおいて取られた行動の理由は、またとりわけ、あの拙劣かつ犯罪的なエジプト遠征（4）の理由は説明しがたい。

したがって執政政府 *Consulate* (一七九九—一八〇四年) および帝政 *Empire* (第一帝政。一八〇四—一八四年) は、ボナパルトが頭角を現す契機となった侵略戦争の帰結であると同時に、内政の帰結でもあった。これら二つの原因は、ロベスピエールが犠牲となった陰謀のうちに共通の淵源を有しているのである。

ボナパルトは、彼の断固とした性格と軍事的偉業の優位性によって、フランス人の自由を回復させる人物となりえたかもしれない。しかし普通の野心家であった彼は、その自由に止めを与えることの方を好んだ。つまり彼は、ヨーロッパの幸福を手中に収め、そして、ヨーロッパを圧迫した系統的な抑圧によって、また、彼がその要素を準備し、その下で、彼の没落後、地球のこの部分(ヨーロッパ)の多くの人民がまさに自由の名において飲み込まれたはるかにすさまじい抑圧(神聖同盟による)によって、ヨーロッパの災厄の種となった。出来事の連鎖について考えれば考えるほど、反革命はテルミドール九日に始まった、という確信はいつそう強まるのである。

〔*1〕 軍港都市トゥーロンにはフランス海軍の司令部が置かれていた。ジャコバン派および国民衛兵隊と王党派との間の対立は激烈で、九二年夏にはジャコバン派が主導権を掌握し、恐怖政治を断行。これに対し九三年七月、セクシオンが蜂起してジャコバン・クラブを閉鎖し、ジャコバン派や中央政府からの派遣委員を処刑した。国民公会が軍隊を派遣して鎮圧にかかったが、住民は八月二七—二八日にトゥーロンをイギリス海軍に引き渡した。三ヶ月に及ぶ攻囲の後、陸軍大尉ボナパルトは九三年二月一九日、イギリス海軍と王党派からトゥーロンを奪回し、目覚ましい戦功を挙げた。

〔*2〕 九五年一〇月五日、「国民公会議員三分の二選出義務」のデクレ(八月一日)に反対する王党派が、一二日からの五〇〇人院および元老院議員の選挙を前に、パリの四八セクシオンのうち三〇のセクシオンに依拠しつつ、公会を打倒しようとした反革命軍事クーデタの試みを、ボナパルトが鎮圧した(本章訳注(36)をも参照)。

〔*3〕 九八年四月九—一八日に実施された五〇〇人院および元老院議員の三分の一改選の結果、ネオ・ジャコバン派 *neo-jacobins* が勢力を強め、これに対して総裁政府は議員資格の確認に関する特別法によってフロレアル二二日(五月一日)に一〇六人の五〇〇人院議員の当選を無効とした(いわゆる「フロレアル二二日のクーデタ」)。また翌九九年の両院議員改選の結果、政府支持派が敗北し、六月には総裁政府と両院多数派との対立が生じ、総裁解任と改選に際して影響力を行使した。シエースの総裁選出はその一例である。

〔*4〕 九五年五月二〇日、パリのサン・キュロットの最後の蜂起を率いる軍隊および富裕地区の国民衛兵隊が鎮圧した(本章

訳注〔2〕をも参照。

〔*5〕 共和暦第四年ヴァンデミエール二四日（九五年一〇月二六日）に、国民公会はロヴェール（第一章原注〔20〕の補注

〔*1〕を参照）とサラタン（ジャン・バティスト・ミシェル Jean-Baptiste Michel Saladin。一七五二〜一八一二年。ヴァンデミエール一三日、フリユクチドル一八日に関わり、逃亡）の逮捕を命ずるデクレを採択した。

〔*6〕 共和暦第四年フロレール二二日（九五年五月一〇日）に「平等派の陰謀」の首謀者が逮捕され、同フリユクチドル二三日にはグルネル兵營事件でパブーフ派の残党が逮捕・処刑された（本章原注〔16〕の補注〔*1〕を参照）。

〔*7〕 共和暦第五年フリユクチドル一八〜一九日（九七年九月四〜五日）。総裁政府期になって以降、穩健共和派、王党派などの結集点となっていたクリシー・クラブ派（Oclapens）は、九七年三月に実施された選挙の結果、両院総数約七〇〇人中約三〇〇人を擁するにいたった。その中には五〇〇人院の議長となり、新たに総裁に選任されたバルテルミーも。ピシユグリユはルイ十八世の復位を企てたが、これに対し、共和派の三人の総裁（パラス、ルーベル、ラルヴェリエール・レポー）は、フリユクチドル一八日、ボナパルトによってパリに派遣されたオジュロー將軍が率いる軍隊の力で、クリシー派の首謀者を逮捕し、王政復古のクーデタを未然に阻止。翌フリユクチドル一九日には、両院は五三県における約二〇〇人の当選を無効とし、計六五人の王党派指導者および新聞発行人を流刑に処した。

〔*8〕 プオナローティはブレリアールと記しているが、フロレリアールの誤りであろう。本項補注〔*3〕を参照。

〔*9〕 九九年七月六日にドウルエによってジャコパン的なマネージュ・クラブが開設された。このネオ・ジャコパン派の運動は、パリのフォブール・サン・タントワヌ、フォブール・サン・マルセル、そして北部フランス、トゥルーズを中心とする南西部でも影響力をもった。八月には二〇〜二五歳の男子について義務兵役制を定めたジュールダン法（九八年九月五日制定）に反対して南西部フランスで王党派が叛乱を起こしていた。

〔*10〕 一七九八年四月から一二月にかけて第二次対仏大同盟が結成され、フランスはイギリス、オーストリア、ロシア、トルコなどと戦わねばならなかった。

〔*11〕 一七九六年初め、パラスによってイタリア方面軍司令官に任ぜられたボナパルトは、四月にオーストリア軍、サルデーニヤ軍を撃破。その後、イタリアの諸国はボナパルトと和平。オーストリアからの援軍も相次いで撃退。第三波の援軍を九七年一月にリヴォリの戦いで破って北イタリアを制圧したボナパルトは、アルプスを越えてウィーンに迫った。九七年四月

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀（二二）

四三（153）

七日に休戦協定、一八日に予備講和条約が結ばれ、一〇月一七日のカンポフォルミオの和約によってベルギー、ライン河左岸の割譲などが認められた。また、九九年九月、イタリアおよびドイツからフランス軍を放逐した同盟軍（第二次対仏大同盟）は、スイスを經由してフランスに進撃するべく、コルサコフ將軍指揮下のロシア軍二万七千人、ヘッツェ將軍指揮下のオーストリア軍二万二千人が、チューリッヒ近くでスーウォロフ將軍指揮するロシア軍三万人の到着を待っていた。総裁政府から命を受けたマッセナ將軍は、八万の兵力でロシア軍を後退させ、他方スールト將軍はオーストリア軍とロシア軍とを分断。九月二五、二六日の「チューリッヒの戦い」で同盟軍に勝利した。この後、ロシアは同盟から脱退、第二次大同盟の解消につながっていった。

〔*12〕 エジプト遠征 expedition (ou campagne) d'Égypte。ホナバルトは、イギリスとインドとの間のルートを切断する目的で、一七九八年七月にアレクサンドリアに上陸。ネルソン提督率いるイギリス海軍によって艦隊を失ったフランス軍は陸戦主体となり、イギリス軍の支援を受けたスルタン軍の先手を打って、シナイ半島を越え、九九年四月にモン・タボールなどでトルコ軍を破るも、三、五月、現在のイスラエル北部のアッカー（アッコ）攻略に失敗。七月にはアブキール湾の戦いでトルコ軍を破るが、エジプトでの自分の将来展望に見切りをつけ、また第二次対仏大同盟の結成とフランスの苦境に対処すべき総裁政府の混乱を前に、九九年八月二二日、フランスに向けて極秘裏にエジプトを離れた。

〔27〕 第三章「総裁政府が民主派に対抗して発した告示」、「言論および出版の自由を妨げる法」の項を参照（また、本章訳注〔77〕を参照）。

〔28〕 「証書書類 三三「兵士よ、足を止めて読みたまえ」」を参照。

〔29〕 私はこの文書を手しえなかった（フランス国立図書館BnFには所蔵されず。国立古文書館に『すべてのフランス人に、アレテによる市民集会の閉鎖に関して』としてAN, W¹ 563に所蔵）。

訳注

〔64〕 エロン、ルイ・ジュリアン・シモン Louis-Julien Simon Heron（一七四六年三月イール＝エ＝ヴィレレーヌ県、九六年二月一六日ヴェルサイユ）。海軍旗手、八三年に除隊。九二年八月一〇日にはチュイルリ宮攻囲の先頭に立って負傷。保安委員会の下でロベスピエールおよびターントンの後盾を受けつつ、「ギロチン供給者」とのあだ名。ミシュレは「武装警察隊長」

と名付けた。テルミドール後に逮捕されるが、公会による大赦で釈放。

- [65] テイディエ、ジャン・バティスト Jean-Baptiste Didier (九六年に三七歳)。錠前師。革命裁判所の陪審員。「ロベスピエールの護衛」とされていた。ダルテらに隠れ家を提供。九六年五月一〇日にデュフル宅で会合中を逮捕。裁判の結果、釈放。
- [66] ボードゥマン Baudement (ou Beaudement ou Bodman) (生没年不詳)。「陰謀」では第二区の革命工作員に任命されていた。九六年五月一二日に逮捕されたが、起訴はされず。

- [67] ドウレー、アントワーヌ Antoine Deray (生没年不詳)。「陰謀」準備の会議にただ一度出席。ダルテによって第九区の革命工作員に推薦されていた。しかし逮捕・起訴されず。

- [68] デュフル、フランソワ François Dufour (生没年不詳なるも、九六年に四四歳)。パリの指物師。九六年五月一〇日朝、ダルテらとともに会合中を逮捕。ヴァンドーム高等法廷に起訴されたが、釈放。一八〇一年に共和主義者としてセイシエル島に流刑、次の年に死亡。

- [69] パンテオン・クラブのものではないが、バブーフらによって推進された「陰謀」は基本的にパリに限定されていた。「護民官」紙の定期購読者(この購読者から影響を受ける者、回し読みする者は別の問題)の一覧によれば、五九〇名のうち、パリ以外の地方での購読者は四〇%であるとされる。

- [70] バブーフの妻。バブーフが一七八二年一月一三日に結婚したマリー・アンヌ・ヴィクトワール・ラングレ Marie-Anne Victoire Langlet はアミアン生まれ(五七年)のセイエテ(絹混じりの梳毛織物)工。獄中にあるときも、自由の身であるときも夫バブーフを支えた。九五年秋に『護民官』紙の予約取りに専念したが、これが彼女の逮捕につながった。しかし四八時間後に釈放された。ヴァンドーム裁判時には当地に住み、五番目の子を出産。バブーフとの間の五人の子は以下の通り。八三年に生まれた長女カトリーヌ・アデライード・ソフィーは八七年に死亡。八五年に生まれた長男ロベール(通称エミール)は一八四三年に没。八八年に生まれた次女は長女と同じ名前、九五年に死亡。次男ジャン・バティストは九〇年生まれ、一八一五年に死亡。三男カイウス・グラッキュスは九七年一月二八日にヴァンドームで誕生、一八四四年に死亡。夫が処刑されたのち、ラングレは昔の仲間からの支援を受けながら、一八四〇年の時点でも古着・化粧品の商品を営んでいた。

- [71] 「九五年憲法」第三六三条の規定により、「請願は個人的に行われなければならない」のであり、「いかなる結社もそれが憲法により設けられた機関でなく、かつその権限に属する事柄についてでない場合は、集団的に請願を提出することはでき

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(三)

ない」のであった。つまりバンテオン・クラブとしての請願はできず、個人が提出するほかなかった。

- [72] アシニヤ紙幣 *asiniya banknote* の信用。アシニヤ紙幣は、国有財産(本章訳注〔50〕参照)のうち教会財産を担保に、憲法制定議会が二度にわたり発行した、合計二億リーウルの紙幣。財務卿ネッケルはこれに反対して辞任。激しいインフレの進行とアシニヤの価値下落を招いた。その後も、この種の発券は続行され、国民公会は九五年一月に一気に三〇〇億を発券した。一時期革命政府による統制経済 *dirigisme* によって、下落は緩和されていたが、テルミドール後は急激な価値下落に見舞われ、九四年一月には二四%の価値(つまり額面一〇〇〇リーウルのアシニヤ紙幣は二四〇リーウルの金貨としか交換されえない)、九五年三月には八%(同じく、わずか八〇リーウルの金貨としか交換されない)の価値しかもたなくなっていた。

- [73] 陪審団 *陪審団*。一七九二年九月一六〜二九日の法によって、刑事事件についてのみ陪審制が設置されたが、陪審員は、各デストリクトにおいて陪審員志願者として名簿に登録した能動市民(第一章訳注〔6〕を参照)から選ばれることとされた。

- [74] 最高存在 *Etre Supreme*。最高存在とは、宇宙を創造したとされる、人間的属性をもたない神 *divinité* である。九三年一月一〇日にパリのノートル・ダム大聖堂で執り行われた「理性の崇拜の祭典」以後、「理性崇拜」はエベール派主導の脱キリスト教化運動となっていた。ロベスピエールはこの極端な脱キリスト教化運動に反対し、祖国愛と公民精神 *civisme* の称揚および旬日礼拝の祭典と結びつけた最高存在の祭典を対置した。自然神教(次項参照)的な神性観と祖国愛との結合の中で、「最高存在と自然の祭典」が九四年六月八日にシャン・ド・マルス(および今日のチュイルリー公園にあった宮殿)で催された。ロベスピエール自身の演説(前掲、河野編「資料 フランス革命」所収、富永茂樹訳「七五 最高存在の祭典」五〇〇〜五一三ページを参照)によれば「最高存在と靈魂の不滅との観念は、正義に対する絶えざる呼びかけである。したがってまた、それは社会的であり共和主義的な性格をもつ」。ロベスピエールの「徳」「道徳」にもとづく恐怖政治を正当化するものであり、国民公会内には反対派も多く、ロベスピエールを「専制支配者」と見做す者もあった。

- [75] 自然神教 *deisme*。理神論とも。神性あるいは靈魂の不滅を信じるが、ドクマ(教義)や啓示された教典や天啓宗教を拒否する哲学的立場で、啓蒙思想から受け継がれた。憲法制定議会は九〇年七月二日の「聖職者民事基本法」(河野編、前掲「資料 フランス革命」所収、谷川稔訳「三五 聖職者民事基本法」参照)を定め、立憲派聖職者を創出し、「狂信主義」に反対するキャンペーンを行った。しかし、脱キリスト教化運動が、宣誓忌避僧侶に対する迫害、聖職者の結婚から、さら

に祭司職そのものの否定に、また一部では神性全体の否定にまで及ぶ事態が生じた。国民公会、特にロベスピエールは、ミサをも禁止しようとする人びとを「新たな狂信家」と呼び、無神論^{athéisme}の行き過ぎを抑えようとして、「最高存在の祭典」を対置した。

- [76] 旬日礼拝の祭典 *Fêtes de carêmes*。キリスト教の影響を排除するために共和暦が採用され、従来のグレゴリウス暦における安息日たる日曜日に代えて、一〇日目 (デカデイ、旬日 *decadi*) を休日とした。これにより、キリスト教の祭典・祭式は旬日に行われる革命祭典に置き換えられ、最高存在の崇拝の一環として、国民、人類、フランス人民、人類の恩人、自由、心理、正義、等々の祭典が行われた。テルミドール後に「最高存在の崇拝」は廃止されていたが、公会は、解散前の九五年一〇月二五日 (共和暦第四年ブリュメール三日) に、共和国樹立祭典 (ヴァンデミエール一日)、青年祭典 (ジェルミナル一〇日)、夫婦祭典 (フロレアル一〇日)、感謝祭典 (プレリアル一〇日)、農業祭典 (メシドール一〇日)、自由祭典 (テルミドール九、一〇日の両日)、老人祭典 (フリユクチドール一〇日) という、七つの国民祭典 (日) を定めた。

- [77] ジェルミナル二七日の法。九五年憲法は第三五三条において「何人も、法律により定められた場合を除いて、書いたことまたは出版したことについて責任を問われない」としていた。この規定に対し、五〇〇人院による「共和暦第四年ジェルミナル二七日 (九六年四月一六日) の法律」は、「共和国の安全に対する犯罪、国民代表制および総裁政府の解体の教唆、国民代表および総裁政府のメンバーに対する殺人の教唆、王政の復活と九一年および九三年憲法復活の教唆、公共財産の侵害あるいは個人財産の分割の教唆および農地均分法の教唆」に対しては死刑に処する、と定めた。

- [78] マイユ、ジャン・バティスト *Jean-Baptiste Mailhe* (一七五〇年六月一—一八三四年六月)。トゥールーズ高等法院付き弁護士。九一年にオート・ピガロンヌ県から立法議會議員に。国民公會議員にも選出され、沼沢派 (中道派) に位置、社会・経済問題に関してはジロンド派に近かった。共和暦第三年春の民衆運動の後、激しい反ジャコパンの立場に。九五年八月二三日 (フリユクチドール六日) には民衆結社の解散を要求し、九五年憲法を支持。五〇〇人院議員となつて以降、王党派に傾いていった。

兵士よ、足を止めて読みたまえ

狡猾で、悪辣で、大衆の貧困を侮辱するほどの豪奢さをそなえた政府が、先ごろついに仮面をかなぐり捨てた。しかも政府は、真っ向から自由を攻撃しつつ、傍若無人にもさまざまな愛国的集會を閉鎖し、また破廉恥にもそれらに誹謗中傷を加える筈に出た。まさにこれらの集會の中で、「一七八九年」七月一日、「九一年」八月一日〔第一章註「一」参照〕、そしてヴァンデミエール一三日〔九五年一〇月五日。第二章註〔36〕を参照〕に精力的に闘った人びとが人民の諸權利について監視していたのであり、また、かろうじて彈圧と王党派による短刀と苦痛を免れていた彼らは再び革命のために身を捧げていたのだ。彼らは亡命者の帰還の様子を暴きだしたのだが、その帰還は度を過ぎたものであって、抹消名簿が〔かつて〕人びとの輕蔑と法による報復の的とされた亡命者たちのリストより長くなるほどだった。また彼らは公然と、法によってあれほど正当に保証されていた援助を君たちの家族のために要求したのであり、また最後に、君たちが祖国のために、そして諸国王に反対して血を流したことに對し、祖国が君たちに支払わなければならず、また多くの正式のデクレが正当にも君たちに確約している財貨を君たちのために要求していたのだ。あたかも、不当で專斷的な政府でも公開性、明白さ、そして真理を愛することがありうるかのように、当初は總裁政府自身がそれらの集會を奨励していた。それゆえ集會には、人を信じやすい、善意の愛国主義者たちが大挙してやってきた。民は巧みに隠されていて、彼らはその畏にはまってしまった。献身と誠実さはほとんど損得を顧みないからだ。愛国派はそのことを後悔してはいない。彼らは自由な人間として行動したのだから。当局が彼らを秩序破壊分子 *anarchistes* 扱いしても無駄なことだ。より公正なヨーロッパは、今日ですら、この名称で平等の友たちを高く評価しているのであって、公明正

大な後世の人びとがこの判断を確認することになるだろう。

しかし、つかの間の権力を付与された幾人かの人間のこうした傍若無人ぶりは何に由来しているのだろうか。同志たる兵士諸君。彼らは、自分たちの犯罪が成功する希望の根柢を君たちの勇氣に置いている。彼らは尊大にこう語っている。「わが兵士たちがわれわれを守ってくれている……」と。諸君、君たちは彼らの兵士だというのだ。……専制支配者どもへの勝利者たちが専制支配を支えている、というのだ。……腐敗した専制支配者どもよ、誤りに気づくがいい。お前たちが、上品な衣服によって、不公平きわまる気前よさによって、またオー・ド・ヴィヤリキュールを振る舞うことによって、支持者を獲得しようといくら望んでも、また、わが仲間たちの判断を惑わせようといくら望んでも、彼らの心は祖国を少しも裏切らず、祖国の声に背いたりはいはしない。カペーの犯罪を暴き、この専制君主を破滅させたのと同じ手段がお前たちに良い結果をもたらさうのだろうか。そんなことはない。同志たる兵士諸君、君たちは、ジェルミナルそしてブレリアル（第二章訳注〔1〕および〔2〕を参照）の時のように、君たちの仲間の背中に発砲するよいうなことがあってはならない……。もう発砲する相手を誤ってはならない。専制支配に向けて発砲せよ。この〔専制支配への〕栄光ある勝利は今なお君たちのものなのだ。クセルクセスの軍隊に引きずり込まれたアジア系ギリシア人にも似ている君たちには、共通の祖国の叫びに耳を傾けていただきたい。君たちの仲間が君たちの通り道に書き留めた以上の文章を読んだなら、ついに正当な報復の日が到来した時には、君たちには、われわれとともに平等と共同の幸福 *bienheur commun* とを確立することとなる君たちが故郷に帰還することに対し、誰がなおも反対しているかが分かるだろう。

〔フェリックス・ルベルティエ（第二章訳注〔32〕を参照）が起草したポスター〕

訳注

[1] 政府が作成した亡命者名簿によれば、一八〇〇年にはその数は一四万五〇〇〇人、うち二〇%が一七九三年以前に亡命したがって、恐怖政治下での亡命者が大部分であった。階層的な内訳では、聖職者が二五%、農民が三〇%、労働者、職人、商人など年の勤労者が一五%、ブルジョワが一七%であつて、貴族は一七%であつた。

[2] カペー Capet。九二年八月一日(第一章訳注〔1〕を参照)の王権停止後、革命派は、国王ルイ十六世のことをブルボン家の祖、ユーグ・カペー(Hugues Capet)カペー朝フランス王国第一代国王。在位九八七〜九九六年)にちなんでカペーと呼んだ。

[3] クセルクセス Xerxes。クセルクセス一世。ペルシア国王(紀元前四八五〜四六五年在位)。叛乱したエジプトを帰順させた後、ギリシア攻略に取りかかり、アテナイを滅ぼすが、サラミスの海戦(前四八〇年)で敗北を喫し、アジアに撤退した。

第三章 秘密総裁府——設置とその組織(その1)

バブーフの勇氣は多数の敵を作り出した

バブーフは彼の『護民官』紙上で、純然たる平等の教説を休むことなく説き、また、新政府を樹立した人びとや權力を行使している人びとによる侵害を非難し続けていた。彼の厳しい言葉遣いは数多くの手強い敵を作りだすこととなつたのであつて、高官たちによる特別の計らいを受けたか、あるいはそうした計らいを期待していることを通じて彼らと関係をもっている市民たちから、そして、権力機関に加担することを装い、その後その権力機関を倒すことが得策だと思いつつ、自分たちが民主派の秘密と呼んでいるものをバブーフが軽率にも暴露していると非難している市民たちから、反感を買つた。

彼らの不満はきわめて激しく、そのうちの幾人かはこの勇氣ある市民(バブーフ)の評判を失墜させようと心に決め

たほどである。彼らは、かつてバブーフがテルミドールの犯罪の首謀者たちもっていたつながりを誇張することによって、また、革命政府の幾人かの手先を攻撃したバブーフの文書を悪意に基づいて思い起こさせることによって、彼に對する民衆派 *parti populaire* の怒りを爆発させようとした。

平等の明確な友たちはその間、広範な人びとに解る意義をもつ政治方針のみが、貴族たち *aristocrates* が鎮めようとしている民衆のエネルギーを維持し、増進するのに適した手段であると直感し、また、バブーフの才能と大胆さが人民の大義に貢献しうると気づいたことから、公然と彼を弁護し、またそのことによって彼の計画の展開を手助けした。

バブーフは人民を解放する計画を構想した

バブーフはずっと前から、同胞市民たちを啓蒙しようという願望に加えて、彼らが自らの諸権利を回復するのを積極的に手助けしたいという願望をも抱いていた。こうした意図から彼は、民主政の熱烈な友たちと結びつきをもっていたのであり、アマール宅〔マレー地区クレリ街〕や、バピヨン街〔現在のパリ第九区〕や、フォブール〔Ⅱサン〕・ドゥニ〔現在のパリ第一〇区〕で、そして民主派が会合をもっていた場所すべてにおいて彼らが行なった努力について知ろうと、またそれらの努力を指導しようとする努力を怠らなかつた。

フェリックス・ルベルティエ〔居所は不詳〕、レイの居室〔ピック・セクシオン〔ヴァンドーム広場周辺〕〕そしてクレレックスの居室〔中央市場レ・アル近く、商品取引所を取り巻くバビユー街〔現在のヴィアルム街〕一〇番地〕が相次いでバブーフの隠れ家となり、バブーフはアントネル、ブオナローティ、シモン・デュプレ、ダルテ、ディディエ、ジェルマン、シルヴァン・マレシャルそしてボドソンから励ましと支援を受けながら、そこで自らに課した責務を果たし、彼の企てを練り上げていった。

共和暦第四年ジェルミナル初め〔九六年三月下旬〕の頃になってはじめて、私が語ろうとする蜂起機関が誕生した。

この時期以前には、バブーフ、フェリックス・ルベルティエそしてシルヴァン・マレシャルの間には、政治的著述の主題と調子とを調整することしか目的としない、という合意があった。しかし、すべての運動を単一の中核にまとめ上げることを目指していたバブーフが、私からその活動ぶりを詳しく知り、また新しい蜂起集団の行為のうちに再現されることとなる多くの考えを表明していた諸々の委員会を、彼の仲間の影響力を通じて解散させるもとなったことは確かであるように思われる。

秘密公安総裁府の設立

ジェルミナルになったばかり（九六年三月二〇日過ぎ）のこと、バブーフ、アントネル、シルヴァン・マレシャル、そしてフェリックス・ルベルティエは、秘密公安総裁府 *Directoire secret de salut public* を設立し、また、民主権の再確立に向けて首尾一貫した指導を行うべく、四散していた民主政〔支持〕の流れを単一の点に結びつけようという勇敢な決断を下した。¹

作業員と彼らへの指令

自由の友すべてを結集し、総裁府に掌握させること、自由の友たちの力量を判断し、裏切りあるいは口の軽さによって事柄〔陰謀〕も人員〔陰謀への加担者たち〕をも危険に巻き込むことなく、指令と全面的解放とを有利にする後押しとを自由の友たちに与えること、これらが総裁府のいちばんの関心事であった。総裁府はそのために組織令〔規約〕をもつこととなったが、それによって、パリの一二の区それぞれにひとりの主要革命作業員 *agent révolutionnaire principal* が、また、総裁府とその革命作業員との間の連絡を保つための複数の中間作業員 *agent intermédiaire* が、設けられることとなった。総裁府はこの決定に加えてひとつの指令を発し、その中で、企てが正当であることの理由を

説明した後に、企ての成功を確実なものとするために従うべき道程を描いて見せた。

ディディエ（第二章訳注〔65〕を参照）以外の中間工作員は一度も存在しなかったのであって、彼の熱意、行動力、巧みさ、そして口の堅さは、いつもどれほど称賛しても称賛しきれないものであった。定められた規約に基づいて、この工作員は総裁府のメンバーたちのことも、また彼らの活動のことも知ってはならなかったが、彼の祖国愛の純粹さ、思慮分別、そして確固たる忠誠ゆえに、彼は総裁府のメンバーから全幅の信頼を勝ち得た。その信頼は限りないものだったのであって、彼はそれを利用してダルテとブオナローティの協力を得させる決定を総裁府のメンバーたちに下させたのであり、この二人が今度はドゥボンに参加を認めてもらった。

総裁府の構成員と彼らの政治的教説

こうして共和暦第四年ジェルミナル一〇日〔九六年三月三〇日〕には、人民にその諸権利の行使を回復させるために設立された秘密公安総裁府がパリに存在していた。総裁府は、アントネル、バブーフ、ドゥボン、ブオナローティ、ダルテ、フェリックス・ルペルティエ、そしてシルヴァン・マレシャルで構成されており、当時バブーフが置かれていたクレレックスの居所たるアバルトマンで会合がもたれていた。

彼らの間にはアマール宅で議論された政治的教説に關していかなる見解の対立もなかったのであり、完全な一体感が彼らを結びつけていた。すなわち、全員が、労働と享受の平等 *egalité des travaux et des jouissances* のみが眞の市民にふさわしい目標であると考え、また、その点にのみ蜂起の正統な理由を見出していたのである。

社会の進歩のために、フランス革命の名譽のために、そして秘密総裁府の意図を知っていたために、彼らの理論はきわめて重要な意味をもつ。それゆえ私は、本書に収めた証書書類の中でも、とりわけそれらの理論の要約となっているひとつの文書をそのまま収録しておく必要があると考えた。それは、総裁府の指示によって印刷されたものであ

て、『真理を語ったことを理由に総裁政府によって断罪された、護民官パプーアの教説の分析』という題名をもつ文書である。

陰謀家の最終目標

無条件の平等、万人の可能な限り最大限の幸福、そしてその幸福がけっして万人から奪い取られることがないという保証、これらが、秘密総裁府がフランス人民に対して確保しようと望んだ善である。そして秘密総裁府は、テルミドル九日によって中断されてしまった営為を再開しようと望んだのであり、また、この禍々しい日の犠牲者たちを手本に、比較にならないほど正当であって、財産と知性の公平無私な分配を最終目標とする革命を、権力と身分の面での革命に付け加えようと望んだ。

秘密総裁府の対象にして手段たる人民

しかも秘密総裁府は、権力機関が思慮分別を兼ね備えれば、秘密総裁府にとって好ましい結果が保証されることを理解していたとはいえ、人民から好まれず、また協力が得られなければ、いかに立派な意図をもった権力であっても完全かつ持続的な成功を期待することはできない、という強い確信があったために、主に人民を信頼せざるをえなかった。

フランス革命が、以前には幾人かの賢人のみが気付いていた真理を何百万人も人間が主張し、自らの血で確それらの真理を確固たるものにする、という新たな光景を世界に示して見せる以前には、そうした真理の力によってのみ人民を突き動かそうという考えは夢のような話であると思われかねなかった。しかし、秘密総裁府が形成されたときには、事情は異なっていた。つまり当時は、新たな世論を形成することよりも、少し前〔テルミドル以前〕には存在していたが、中傷と断罪とによって分断され、活力を失っていた世論を結集させることの方が重要だったのである。

近いうちに平等を獲得しようという、根柢のある希望から、住民大衆が新しい公秩序に喜んで惹きつけられた時期が革命には存在した。しかし、期待を裏切られた住民大衆は、テルミドル九日以後になると、自分たちが払った犠牲を悔やんだのであり、また、自分たちに約束されていた幸福を喰と見做すことよって革命とその擁護者たちとを嫌悪し始めた。こうした精神状態が、王政主義者たちに対しては共和主義体制の信用を失墜させる機会を、また貴族たちに対しては改革に対する恐怖心と政治的無関心とを広める機会を与えた。

他方では、断固とした共和派の陣営は断罪よってひどく数を減らしてしまっていた。残余の共和主義者も、暴力によつて分散させられたり、中傷によつて分断されたりして、かつては彼らが人民にその諸権利を獲得させるにいたらしめた際の助けとなつていた信頼感をかき立てることは、もはやできないでいた。

秘密総裁府はこうした事態の中で、人民のために、また人民よつてのみ行動しようと思つていたがゆえに、何よりも、惑わされている人びとを啓蒙し、弱気な人びとを勇気づけ、大衆に対し彼らの災禍の眞の原因を直視させるように仕向け、民主政の勇氣ある擁護者たちに首尾一貫した行動計画を描いて見せ、そして、彼らすべてに対して単一の指導中樞を提供する必要がある、と意識せざるをえなかつた。

秘密総裁府は、犯罪的な陰謀家たちのように闇の中で立ち働くことなどはまったくしなかつたのであつて、自らの企ての成功から大衆の理性が前進し、真理が光り輝くようになることだけを期待していた。

パンテオン・クラブが梗概しか描きえなかつた〔第二章「労働と享受の平等——クラブの最終目標」の項を参照〕こと、これを秘密総裁府は達成しようとして企てた。しかも秘密総裁府は、このクラブほど露わになつておらず、また、自らの計画をより巧みに練り上げ、その計画に従いうる、という二重の強みをもつていた。このクラブが暴力的に解散させられたことは、その結果としてもたらされた不満を通じて、秘密総裁府が自らの力量について下す判断を高めることに少なからず貢献したのである。

秘密総裁府は一七九三年憲法の施行を望んでいた

人民に対して実質的平等を革命の正真正銘かつ当然の目標として提示することが正当かつ必要であったが、その実質的平等以外に、それを維持するのに適した行政形態に配慮することも重要であった。

この点に関して秘密総裁府は、それまでやってきた以上に入念に一七九三年憲法に検討を加えた。その当時共和政に対する誠実な友すべてがこの憲法に賛同しているように思われていたからである。しかも、平等を確立すべき諸制度についての議論が同時になされていたがゆえに、秘密総裁府は、いっそうこの憲法の欠点を見抜くことができ、またそれが必要とする補足的措置（第七章を参照）を見つけ出すことができた。

この憲法についての秘密総裁府の見解

アマール宅で開かれていた委員会と同様に、われわれ陰謀家はこの憲法の明確な欠陥は所有権に関する人権宣言の諸条〔「九三年憲法」の「人権宣言」第二条および第一六条〕にあると見ていた。憲法そのものについて陰謀家たちは、その憲法によっては立法府による侵害から、また立法府自身が引きずり込まれかねない誤りからも、人民は十分には守られていない、と判断した。彼らがどのような補足的措置によってこうした危険を防ぐつもりでいたのか、これについては本書の終わりの部分（第七章）で明らかにされるであろう。

こうした欠点はあるものの、秘密総裁府は、共和派が二つの非常に大きな理由から、すなわちひとつはこの憲法が国民から得たほぼ全員一致での承認（第一章訳注（35）を参照）、いまひとつは憲法そのものによって承認された、法について審議する人民の権利、という二つの理由から、この憲法に捧げている尊敬の念を維持する決心をしていた。秘密総裁府はとりわけこの最後の規定のうちに、一七九三年憲法の特有性を看取っていたのであり、この憲法その他の部分は秘密総裁府にとっては命令条項にすぎないように思われていた。

したがって、この憲法を結集点とすること、また、その施行をあの心地よい平等を手に入れるための手段として提示することで意見の一致を見たのであり、同時に、この平等の正しさを明示し、それを現実のものとすることを要求し、また基本法〔憲法典または憲法典を構成する法文の総体〕を詳しく説明し続けることとされた。

人民蜂起の第一の原動力たる真理

秘密総裁府は、金儲けをしたいという誘惑や常軌を逸した狂信から野合した一握りの叛徒を使うことによって、権力強奪者たる政府を転覆しようと望んだのではなかった。秘密総裁府は、真理の力以外の原動力を用いようとはしなかったのである。

人民のもつ諸権利と人民に対する抑圧者たちの犯罪とを明確かつ全面的に説明すること、これのみが、専制支配に対してパリの住民大衆を蜂起させようと秘密総裁府が望んだ際の手段であった。「人民の」憤激が強力で全般的なものとなった際には、秘密総裁府は蜂起の旗を掲げ、蜂起の口火を切ることとなっていたのである。

パリで増加した人民の集会

それゆえ、秘密総裁府のいちばんの関心事は説得し、納得させる努力を傾けることであって、秘密総裁府は盛んに演説を行い、大量の文書を発行した。また、演説や文書を有効に流布させるために、多数の小規模な集会をパリで催した。これらの集会は、相互に交流はなかったが、すべて一二人の革命工作員に後押しされる民主派の指導を受けていた。軽率な言動や裏切り者から民主派を守るために〔秘密〕公安総裁府が急いで示したさまざまな予防策を、これらの工作員に与えられた指令の中に読み取っていたきたい。

革命工作員たちは当初から、パリの民衆が専制支配者たちに襲いかかる行動を起こすにあたって梃子となるべき存在

であった。しかしさしあたり、彼らは、集会を組織し、民衆の議論を指導し、文書を配布し、世論の進歩、貴族階級 aristocratie の企みについて、また、民主派の数、能力そしてエネルギーについて秘密総裁府に報告を行った。

われわれ陰謀家のとった措置が主としてパリに関わるものであったことは、驚くにはおよばない。まさにその心臓部において貴族支配に打撃を与えねばならなかったのだから。しかも、この都市の膨大な住民は、共和国全土に広範に散らばった民主的分子に自らの運動を容易に伝達したことであろう。

一二人の革命工作員の選任

革命工作員の選任は重大な作業であった。これほど重要な任務は、平等への一貫した愛、信頼しうる慎重さおよび人民の信頼に加えて、非常な行動力とある程度の知性を兼ね備えた人物にのみ託しうるものであった。革命工作員は秘密総裁府によって、多数決で、かつ各工作員について推薦人たちが申し立てた理由を十二分に検討した後、選任された。

最高権力機関〔テルミドール以後の国民公会と総裁政府〕が正義の道から外れるようになって以来、それが発するデクレは世論から支持されず、人民に愛されもしなくなつた。かつてはデクレが容易かつ迅速に執行されたのと同じくらい、それ以降は冷淡さと抵抗に見舞われることとなつた。そこで、民衆の愛情という力の代わりに兵力 force という力を用いなければならなかつた。つまり、大衆は正当な恨みを抱いていると恐れられていたのであり、その大衆を怖気つかせる必要があつたのである。

革命への敵対者の群れに取り巻かれた後に、貴族支配体制の穏和派は、すぐに革命への敵対者たちの卑劣さと不誠実を見抜いたのであつて、自分たちの安全は彼らの取り巻きに絶対服従する銃剣隊しか頼りにしえないことに気付いた。そしてついには、かつては市民の愛着のみが防衛していた国民代表制を守る城壁を、公共の安寧を維持するという口実の下に、市民の自由と生活を脅かす野営部隊に変えてしまつたのである。

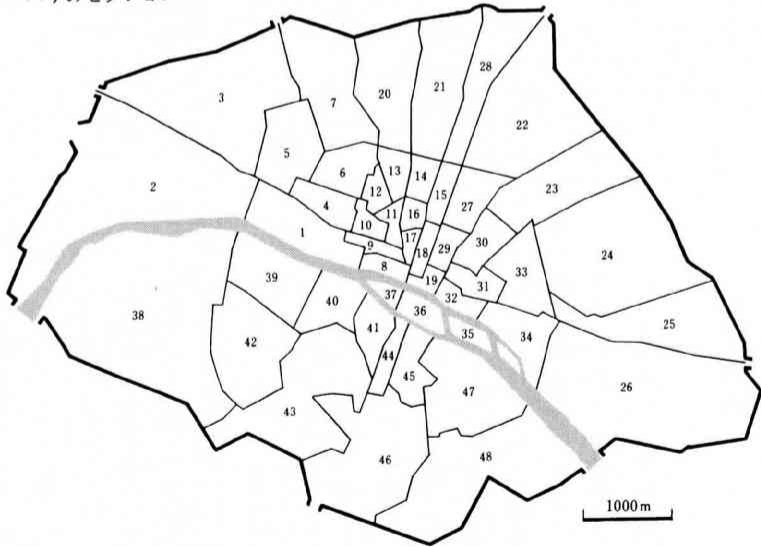
パリの周囲および内部のこうした軍隊は、共和暦三年ジェルミナールおよびプレリアール（第二章原注（2）を参照）に自由に対する敵たちが支配を確立する手助けをしたのであったが、その軍隊が憲法に基づく政府によって維持され、強化された。しかもその上層部には、旧貴族 nobles、共和暦第二年に監獄に囚われていた者たち（ジロンド派）、そしてたいはいは人民主権に対する憎悪のしるしを明らかに示していた人物たちがいたのである。

王政主義者あるいは恐怖政治家から武器を取り上げるといふ口実の下に権力機関によって民衆が追い込まれていた武装解除状態と比べてみると、権力機関に忠実で多数からなる兵力の存在は、大衆の士気をくじき、ごく小規模な衝突であっても大衆を恐れさせるにちがいがなかった。

秘密総裁府は、部隊の抵抗を、また、ただ単に部隊の抵抗があるかもしれないと人民が思うことをも、自らの計画の成功を妨げかねない障害のうちに含めていた。それゆえ早い時期から秘密総裁府は、兵士の心の

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（三）

パリのセクション



（出典）柴田三千雄『パリのフランス革命』東大出版会、1988年、8ページ

革命工作員名簿⁽⁸⁾

区	セクション〔○内の数字はセクション地図上の番号〕	工作員	推薦人
第一区	チュイルリ①、ピック⑤、シャン=ゼリゼ②、レピュブリック③	ニコラ・モレル ⁽¹⁰⁾	バブーフ
第二区	ルベルティエ⑥、ピュット=デ=ムーラン④、モン=ブラン⑦、フォブール・モンマルトル⑩	ボードゥマン	ダルテ
第三区	ブリュテュス⑬、コントラ・ソシアル⑪、マール⑫、ボワソニエール⑭	ムネシエ ⁽¹¹⁾	ドゥボン
第四区	アル=オ=ブレ⑩、ミューゼオム⑧、ギャルド・フランセーズ⑨、マルシェ⑰	ブーアン	ブオナローティ
第五区	ボンディ⑳、ボンヌ=ヌーヴェル⑭、〔フォブール・デュ・〕ノール㉘、ボン=コンセーユ⑱	ギレム ⁽¹²⁾	ジェルマン
第六区	グラヴィリエ㉗、ロンバル⑱、タンブル㉓、アミ・ド・ラ・パトリ⑰	クロード・フィケ	ジェルマン
第七区	レユニオン㉙、オム・アルメ㉚、ドロワ・ド・ロム㉛、アルシ⑲	バリ ⁽¹³⁾	ダルテ
第八区	キャーンズ=ヴァン㉞、アンディヴィジビリテ㉟、ボバンクール㉜、モントルイユ㉝	カザン ⁽¹⁴⁾	バブーフ
第九区	フィデリテ㉚、フラテルニテ㉝、アルスナール㉜、シテ㉞	ドゥレー ⁽¹⁵⁾	ダルテ
第十区	フォンテーヌ=ド=グルネル㉟、ウエスト㉚、アンヴァリッド㉟、ユニテ㉚	ビエロン ⁽¹⁶⁾	ブーアン
第十一区	テアトル=フランセ㉛、リュクサンブール㉛、ボン=ヌフ㉟、テルム〔=デュ=ジュリアン〕㉛	ボドソン	バブーフとブオナローティ
第十二区	パンテオン〔=フランセ〕㉛、フィニステール㉛、ジャルダン=デ=プラント㉛、オブセルヴァトワール㉛	モロワ ⁽¹⁷⁾	ドゥボン

六〇 (170)

うちに民主政への愛を自覚めさせることによって、彼ら兵士が自分たちの血を流して守ろうとした偉大な利益を想起させることによって、また、専制支配者たちが絶対的な義務として課している、上官への卑屈な屈従を少しずつ捨てさせることによって、そうした妨害を無力化することを考えていた。陰謀家たちが、全員一致の高揚を通じて軍隊の兵力を人民の兵力に結び付けるために、軍隊内に貴族支配的政府への憎悪を煽り立てようとしたのは、やはり真理のしからしめるところであった。

軍事工作員

秘密総裁府はその目的のため

に、各区の工作員に加えて、パリおよびその近郊に駐屯している部隊において同種の任務に当たる軍事工作員を次々と付け加えた。すなわち秘密総裁府は、

アンヴァリッド〔癩病院〕についてフィヨン¹⁸に、

警察隊¹⁹についてはジェルマンに、

フランシヤード〔パリの北方、現在のサン・ドゥニの革命期の呼称〕に駐屯している分遣隊についてはマゼ²⁰に、

部隊全般についてはヴァネック²¹に、

グルネル兵営についてはジョルジュ・グリゼル²²に、任せたのである。

陰謀の結末²³に際してグリゼルが果たした役割からして、われわれは、平等の主要な擁護者たちに彼を近づけた状況と理由について、その一部始終を伝えておかねばならない。

われわれが語ってきた民間工作員および軍事工作員以外にも、秘密総裁府は、彼ら工作員たちの行動を吟味し、彼らのやり方を修正し、彼らの行動に新たな力強さを与える監督員 *surveillants* を設けていた。ダルテとジェルマンがこの重要な任務を担った。当時二人とも、平等の大義のためにきわめて目覚ましい貢献を行った。例えば、〔秘密〕総裁府がさまざまな〔民衆〕集会の中で生起していることについていっそう詳しく知ったのは、彼らを通じてであったし、また、秘密総裁府はまさに彼らにきわめて困難な使命を委ねたのであり、彼らはその使命を限らない確信と全面的な献身とを示す正確さと勇気とをもって果たしていた。

疲れを知らず、かつ勇敢なダルテは、彼に耳を傾ける人びとの心に彼の熱意を伝え、時期尚早の高揚を抑制し、意見の微妙な違いを調整することに長けていたのであって、平等の友たちを勇氣付け、結果させ、平等の大義にきわめて役に立つ人びとを見つけることに専念していた。まさにこうした意図から、彼はキャフェ・デ・パン・シノワ²⁴に毎日通ったのであり、またそこで、当時パリ近くのグルネル平原²⁵に宿営していた第三八前線輕旅団第三大隊付きの大尉であった、

アプヴァイル〔ソム県〕出身のジョルジュ・グリゼルと親しくなったのである。

グリゼル

他の多くの人びとと同じように、革命を個人的に上昇するための機会としか見ていなかったように思われるグリゼルは、愛国派の後を追いついていた。彼は、愛国派の言葉遣いを真似ることによって、なんとか愛国派の中で熱烈な革命家として通用することに成功した。それ以後、彼は苦勞することなく幾人かの民主派の好意を手に入れたのであり、その人びとが彼を自分たちの党派にとつてかけがえのない人物であるとしてダルテに紹介した。グリゼルの紹介者たちが彼について振りまいた軽率な賛辞、グリゼルの演説、そして、秘密総裁府が起草した文書を部隊内で流布させる任務を引き受け、軍隊内での不服従運動を引き起こそうとする、蜂起バンフレット⁽⁶⁾を自分で作成した際の熱意、これらのことからあまりにも人を信用しやすいダルテは、グリゼルの意図の純粹さを納得させられてしまったのであり、またグルネル兵營への軍事工作員を必要としていた総裁府にグリゼルを推薦する決心をさせたのである。彼は軍事工作員に選任され、彼の任務に関する指令が〔共和曆第四年〕ジェルミナル二六日〔一七九六年四月一五日〕に彼に交付された。⁽⁷⁾〔本章は未完結。次号に続く。〕

原注

- (1) 「証拠書類 四〔蜂起総裁府の設立〕」〔秘密総裁府設立文書に相当〕を参照。
 (2) 「証拠書類 五〔二人の主要工作員および中間工作員の組織化。各工作員の基本的任務〕」を参照。(1)ここでは「*articles*」という語が使われているが、別の箇所では「*regiment*」が用いられている。
 (3) 「証拠書類 六〔主要工作員ひとりひとりに宛てられた、秘密総裁府の最初の指令〕」を参照。
 (4) シルヴァン・マレシャルは有名な平等派の宣言を起草したが、秘密総裁府はいかなる形でそれが公表されることを望

訳注

まなかった。秘密総裁府は、「実質的な平等がわれわれの元に残りさえするのであれば、必要とあらば、いっさいの技能も消え去るがいい」という表現も、「統治者と被治者との間の日に余る区別は、ついに消え去らねばならない」という表現も支持していなかったからである。この宣言については、「証拠書類 七〔平等派宣言〕を参照。〔マレシャルについては、第二章原注(14)の補注(*2)をも参照〕。

(5) 「証拠書類 八〔真実を述べたために総裁政府によって断罪された(護民官) バブーフの教説についての分析〕を参照〔この文書はブオナローティが執筆し、ジェルミナル二〇日(九六年四月九日)に出され、翌日からパリ市内に張り出された〕。

(6) このパンフレットは『シルコ』パリジエンヌ軍の兵士である。フランソワ・リールから、「ライン方面軍の兵士である、その友ラ・テール『恐怖政治』への手紙』と題されていた。『証拠書類 九〔次号掲載〕を参照。

(7) これらの指令については、「証拠資料 一〇〔主要軍事工作員に宛てた、秘密総裁府の最初の指令〕〔次号掲載〕を参照。

(1) 前者はキュフロワ(アルマン・ブノワ・ジョゼフ Armand Benoit Joseph Guifroy (一七四二年アラスー一八〇一年パリ)などとの関係のことと思われる。テルミドル直後の一時期、バブーフはテルミドル右派と近く、保安委員会のメンバーでもあった公會議員キュフロワの印刷所を借りて『護民官』紙の前身である『出版の自由新聞』を発行していた。その中で、ロベスピエールを「自由に対するもっとも残酷な敵」と呼び、また、フレロンやタリヤンを賞讃していた。後者は、共和暦第四年ブリュメール一五日(九五年一月六日)付け『護民官』紙第三四号および同ブリュメール九日(同三〇日)付け第三五号などに掲載の記事などを指すと思われる。

(2) レイ、ジョゼフ(あるいはジャコブ) Joseph (ou Jacob) Rays (生没年不詳)。ストラスブル出身の馬具師(あるいは馬具屋)。軍事委員会の第一回会合はフロレール一二日にレイ宅で開かれた。事件発覚後も逮捕を免れ、欠席裁判を受けながら、無罪。

(3) クレレックス、ランベール Lambert Clereux (生没年不詳なるも「陰謀」発覚の時点で五六歳)。デュプレリーの友人で住立屋。「蜂起」成功後のパリ市総評議会のメンバーに擬せられていた。フロレール一三日から一九日にかけて軍事委員会

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(三)

がクレレックス宅で開かれた。逮捕され、バブーフの書簡などが居室で発見されたが、読み書きできないと申し立てて、陰謀との関連を否定し、ヴァンドーム裁判の結果、釈放された。

- [4] 秘密公安総裁府 *Directoire secret de salut public* という名称は、既存の総裁政府と同じ集団指導体制、そしてロベスピエール期の公安委員会主導の革命継続を念頭に置いたものであろうか。三月二〇日過ぎの時点では総裁政府は四人で構成されていたが、三〇日には七人に増員された。ただしアントネルはバブーフの教説を全面的に支持してはおらず、秘密総裁府内での関与の度合いは小さかった。ブオナローティも本書において四月二四日から「陰謀」発覚と一斉逮捕の五月一〇日までアントネルに言及していない。

[5] オリジナル版ではジェルミナール一〇日となっている。エディシオン・ソシアル版版の一九日は誤植である。

[6] 第二章の「アマール宅での委員会」「共和暦第三年の政府に対する委員会の見解」の項以下を参照。

[7] 「九三年憲法」第二〇条は「主権者たる人民は、法について審議する」としていた。

[8] 命令条項 *articles réglementaires*。法律 *loi* との対比で、法律に基づいてその施行のために執行権によって設定される法規範。

[9] オリジナル版では原注として一覽表が脚注の形で掲載されている。

[10] モレル、ニコラ *Nicolas Morel* (生没年不詳)。「陰謀」発覚の時点で三二歳。サン・トマ・デュルル街二六九番地(現在のカルーセル広場に位置)に居住。

[11] ムネシエ、クロード *Claude Menestier* (一七五七年?)。八月一〇日のコミューンのメンバー。ヴァンドーム高等法廷では欠席裁判で流刑に。しかし潜行を続け、共和暦第五年ブレリアールに逮捕。共和暦第九年の元老院決議の *Statuts-Consulte* によって流刑処分を受けた一三〇人の共和主義者に含まれていたが、追及を逃れ、翌々年逮捕。一八一〇年に皇帝ポナバルトによって赦免。

[12] ギレム、アントワーヌ *Antoine Guilhem* (不詳)。リヨンで郵便配達員。共和暦第三年にフオブル・サン・タントワーヌで騒擾を煽ったとして逮捕、ブレシ監獄に、後にアラス監獄に。そこでジェルマンを知り、高い評価を受けた。アラス監獄を脱走し、パリに。釈放後のジェルマンはボンヌ・ヌーヴェル・セクションのギレム宅に寄宿。フロレアル二二日に逮捕されたが、ヴァンドーム高等法廷での裁判の結果、釈放。ジェルマンがベレ島に収監された後も、手紙のやり取りを続行。

[13] パリ P. F. Paris (生没年不詳)。元革命軍の軍事委員でヴァル＝ド＝グラース・ディストリクト大隊の曹長。工作員として少なくとも一二通の報告を秘密総裁府に。フロレアル末には逮捕者名簿に記載されていたが、逃亡。高等法廷の被告とはならず。

[*] ヴァル＝ド＝グラース Val-de-Grâce はカルチエ・ラタン、サン＝ジャック街二七七の二にあった礼拝堂、修道院。一七九五年以後は陸軍病院となった。

[14] カザン、ジャン＝バティスト Jean-Baptiste Casin (一七五六年パリ) 一八〇七年カイエンヌ)。フォール＝サン＝タントワヌのサン＝ニコラ街(現在のパリ第一二区)で菓子職人、調理人。キャーンズ＝ヴァン・セクションで活動し、パリ兵器廠の検査係。一二通の秘密総裁府への報告書が残されている。労働者の中で集会を組織、マサール宅での「蜂起」指導部会議にも出席。プレリアール二日に逮捕、ヴァンドーム裁判で流刑に。ペレ島からオレロン島へ、さらにカイエンヌに。

[15] ドゥレール、アントワヌ(?) (Antoine?) Deray (生没年不詳)。サン＝ポール街(現在のパリ第四区、リセ・シャルルマーニュ東側)で菓子職人。秘密総裁府に対して三回にわたり報告。高等法廷には起訴されず。

[16] ビエロン、ジャン＝ジャック Jean-Jaques Pierron (一七五八年?)。ウエスト・セクション。フロレアル八日によろやくパリ第十区の工作員に。しかし、会合には出席せず、秘密総裁府に報告書も送っていない。高等法廷では被告とならず。一八一三年の時点でシモン・デュプレー(第二章訳注 [10] を参照)らと編集の仕事。

[17] モロワ、ジュスト Juste Moroy (一七五一年?)。フィニステール・セクションで監視の秘書。工作員として多数の報告を秘密総裁府に。ヴァンドーム裁判で流刑判決を受け、ペレ島からオレロン島を経て、南米カイエンヌに。一八〇九年にフランスに戻った。

[18] フィヨン、ジャン＝ジョゼフ Jean-Joseph Fion (ou Fyon) (ベルギーのリージュ?)。生没年不詳)。コクロン街(現在のパリ中央郵便局のすぐ近く)二八番地に居宅。九一年からフランスに在住、九三年以来少将として共和国に奉仕。「陰謀」では五人からなる軍事委員会のメンバー。ゲルネル兵營事件で負傷して逮捕され、陰謀に加担したとして起訴されたが、軍事法廷 commission militaire では無罪放免。ヴァンドームでも全面否認の末、無罪放免。

[19] 警察隊 Legion de police。一六六六年に設置されていたパリ衛兵隊 Garde de Paris が一七八九年一〇月に国民衛兵隊に編入されてパリ憲兵隊 Garde parisienne に。共和曆第三年プレリアール六日(九五年五月九日)に解散され、同年メシ

ドール九日(九五年六月二七日)にバリ警察隊として復活。国民公会の警備、裁判所および監獄の治安、首都の治安も担当。テルミドール派の観点から補充されたために、その将校の多くは旧体制下の軍隊経験があり、穏健な傾向の間であった。ヴァンデミエール一三日(九五年一〇月五日)にはそのうちの何人かが王党派の陰謀に加担していたため、ボナパルトは改組に乗り出したが、新たに隊員となったのは多くがバリの職人であって、民衆の動向に敏感であり、バブーフ派の働きかけを受けることとなった。政府はこれを察知して、フロレール九日に五大隊を軍隊に配置転換する決定を下した。国境に送られることを恐れたからか、あるいはバブーフ派の工作が効を奏したからか、九六年四月二八日に三大隊が叛乱した(第四章を参照)。

[20] マサ Massey (ou Masse)。マサールのこと(第二章訳注(13)を参照)。

[21] ジャン＝バティスト・ヴァネック(あるいはヴァン・エック) Jean-Baptiste Vanneck (ou Vanneck ou Van Eck) (一七五八?)。五月三一日にはシテセクションの大隊司令官。ジェルミナール二日には同じセクションの住民を率いて公会に乱入。「陰謀」に加担し、五人の軍事委員のひとり。「陰謀」成功後にはバリ市第九区代表に擬せられていた。「陰謀」発覚後も逮捕を免れ、告訴もされず、ヴァンドーム裁判にも付されなかった。

[22] グリゼル、ジョルジュ(Georges Grisel) (一七六五年一月アブヴィルー一八二二年六月ナント)。父親は生地で仕立屋。八二年に志願兵となるが、身長不足を理由に免除退役。革命勃発後、義勇兵として戦闘に参加し、大尉にまで昇進。九五〇九年の冬、第二連隊司令官としてグルネル兵營に配属。平等派と接触し、秘密総裁府から軍事委員に任せられた。しかし、発覚を恐れ、再び退役処分を受けることを心配し、作戦の成功に疑いを抱いたグリゼルは、フロレール一七日(九六年五月四日)に自分の昇進の希望と交換に「陰謀」の存在を総裁府メンバーのカルノー(第二章訳注(38)の補注[*1])を参照)に通報し、バブーフらの逮捕を手引きした、とされる。ヴァンドーム裁判では檢察側証人。その後九七年に軍籍を回復し、一八〇〇年にはナント要塞參謀副官となった。

[23] 共和暦第四年フロレール二二日(九六年五月一〇日)朝、バブーフ、ブオナロティ、ダルテラ指導部が逮捕され、「陰謀」は挫折した。これに関する記述は続戦予定の「第九章」を参照。また本章訳注(22)をも参照。共和暦第四年フリユクテドール二三日(九六年九月九日)夜の「グルネル兵營事件」については、第二章原注(16)への補注(1)を参照。

[24] キャフェ・デ・パン・シノワ Cafe des bains chinois。ヴィユー大通り、今日のオペラ座近く、イタリア人大通り二七番

地に一七九二年から一八五三年までであった、美容院、レストラン、キャフェを兼ねた店舗。

[25] 第四章での記述にあるように、のちにロシニョル、マサールの二人が補助工作員として追加された。

[*1] ロシニョル、ジャン＝アントワーヌ Jean-Antoine Rossignol (一七五九年一月パリ) 共和暦第十年フロレアルにコモロ諸島のアンジュアン島で没)。パステイユ襲撃に参加、九三年には少将に任ぜられた。ラ・ロシェル海岸方面軍、ブレスト海岸方面軍、西部方面軍の司令官となったが、一二月に解任され、ブレリアール後にアム監獄に収監された。共和暦第四年春からバブーフ派の集会に参加。しかしフィオンとともに山岳派に加担。逮捕を免れたまま、ヴァンドームでは欠席裁判にかけられたが、無罪放免。一八〇〇年九月にパリ所払いを受け、後にセイシェル島に流刑。

[26] グルネル平原 plaine de Grenelle。当時二二の区で構成されていたパリ市域の外、シャン＝ド＝マルスの西南、セーヌ河下流左岸に沿った地域。

証拠書類 四

平等

共同の幸福

自由

蜂起総裁政府の設立

フランスの民主派は、自分たちの悲惨な国が呈している未曾有の貧困と抑圧のありさまを前に心を痛め、深い憤りを覚え、正当にも反抗しており、

民主政的な憲法〔九三年憲法〕が人民に呈示され、かつ人民によって承認された際に、その憲法があらゆる美徳の庇

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀 (三)

護の下に寄託された、という記憶で満たされており、

したがって、今日のように人民の諸権利が侵害され、その自由が奪われ、その生存さえ危機に陥れられているときには、きわめて純粹かつ勇敢な美德こそが、人民の恨みを晴らす企てを率先してなすべきであると考え、

人民の臆病さを咎めるのは不当な非難であること、そして、人民がこれまで裁きを引き延ばしてきたのは、人民の先頭に立つ用意のある立派な導き手が欠けていたからにすぎないことを認め、

また、権力強奪者たる権力機関による犯罪が極度に達し、革命の激発を支持する傾向を熟させており、その激発を實り多いものとするには、また統御者 *regulateurs* たちにその成功を確保しうるようにするには、おそらく自由を求める人たちの高揚に拍車をかけるよりもむしろ、それを静めることの方が必要となるほどに立ちいたっている、ということを確認して、

以下のように決定した。

第一条 フランスの民主派は、今から、秘密公安総裁府 *Directoire secret de salut public* という名称の下に、蜂起総裁府として組織される。この資格のもとにフランスの民主派は率先して、人民に自らの主権の回復に至らせるべきあらゆる運動を展開する。

第二条 この総裁府は四人で構成される。

第三条 この総裁府は秘密の存在である。その構成員の名前は、主要工作員 *agents premiers* にさえまったく知られないものとする。主要工作員と総裁府構成員との間には、相互間の連絡役を務める中間工作員 *agents intermédiaires* が置かれるものとする。

第四条 秘密公安総裁府は、この重大な資格が課すきわめて広範な義務を果たすことを約束する。

第五条 主要工作員に与えるのに不可欠な、書類による指令には、識別のための印影が添えられるものとする。この

印影は、偽の指令による不測の事態から主要 principaux 工作員を守るのに役立つであろう。その印影は、署名が欠如している場合であっても、主要工作員に対して秘密総裁府から届く文書の真正さを保証するものとなる。

訳注

[1] 第二章原注(1)において、また第九章「裁判」の「弁護」の項でも引用されている。本文書は、秘密総裁府ないし蜂起委員会の設立文書とも言えるものであって、作成されたのはジェルミナル初め(九六年三月二〇日頃)のことであった。

[2] この箇所では、*sous la garde de* となっているが、「九三年憲法」第一二三条では *sous la sauvegarde de* となっている。意味は同じ。

[3] この「秘密公安総裁府設立文書」ではその構成員は四人とされているが、押収文書などでは七人で構成され、ブオナローティの記述でも七人である。本章訳注〔4〕を参照。

証拠書類 五

一二人の主要工作員および中間工作員の組織化。各工作員の基本的諸任務

秘密公安総裁府は、以下のように決定した。

第一条 一二人の主要革命工作員が置かれるものとし、パリ市(コミュニティ)の各区にひとりずつ配置される。

第二条 各主要革命工作員は各区において、ひとつないし複数の愛国者集会を組織し、その集会において人民的な新聞の朗読を通じて、また人民の諸権利と人民が置かれている現状についての議論を通じて、公衆の意識をかき立て、指導に当たる。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(三)

第三条 これらの工作員は、公衆の意識の温度を毎日記録する。これらの工作員は、そうした記録の中で、愛国者たちの多かれ少なかれ有利な傾向を報告し、引き起こすべき運動の展開を支援する能力がきわめて高い個人について知らせ、その個人に適した仕事の種類あるいは革命的任務を示す。工作員は同様に、集会に潜り込もうとする策謀家や偽りの仲間たちを明らかにし、さらにエネルギーの発展に対して、正しい方針と再生を目差す思想とを鼓舞することに對して彼らもたらず障害や妨害を報告するものとする。

第四条 主要工作員と秘密総裁府との間の連絡を保つための中間工作員が置かれるものとする。

第五条 一二人の主要工作員はこの中間工作員に對してのみ、自分の毎日の觀察記録を渡すものとする。

第六条 中間工作員は、毎日あるいは一日おきに、主要工作員ひとりひとりのまさに居所へ順々にその記録を取りに行くものとする。

第七条 本組織〔規約〕および秘密総裁府の組織〔規約〕、ならびに以下の指令〔証拠書類 六（主要革命工作員ひとりひとりに宛てられた、秘密総裁府の最初の指令）〕は、主要工作員ひとりひとりに渡されるものとする。

訳注

〔1〕再生 regeneration。改革 reform という言葉の代わりに革命直前期から用いられ始めた。この言葉には、旧体制との完全な断絶を暗示す上で、新しい人民、新しい人間を公教育、祭典、革命暦などを通じて形成しよう、との想いがこめられている。最高存在の祭典〔第二章訳注〔74〕を参照〕の一環として、「再生の祭典」も執り行われた。

主要革命工作員ひとりひとりに宛てられた、秘密総裁府の最初の指令¹⁾

〔専制支配の下での蜂起の正統性〕

市民諸君。

通常の時期と危機の時期とは事情は異なる。【人民が自らの諸権利を享受しているとき、自由の諸原則が確立されているときには、誰も他者の協力なしに、他者に対して一定の権利を行使することはできないし、また、誰も、人民全体に意向を問ひ、人民の同意を得ることなしに、一般利益に対する侵害を行うことはできない。その理由は、そうしたときには、最良の秩序が支配しているからであり、また最良の秩序は諸原則を厳格に維持することによってのみ永續する、ということにある。状況がこうした状態にあるときに、何らかの肩書きを独断で帯び、同胞市民の状況の改善を望んでいるということを実に口実にして、いかなる権利の委譲もないままに公的要職 magistrat public をもって自ら任ずる者は、彼の意図が結局はきわめて正当なものであると仮定してもなお、(「権利の」)侵害者である。このことの今なおきわめて明白な理由は、人民が自由であつて、かつ人民の意志を問うことが可能であるときには、人民以外の者が人民にとって何がためになり、有利であるかを人民自身以上に適切に判断しうるとは考えられない、ということである。

人民が鎖につながれているとき、専制支配によって人民が自分たちに係わることすべてについて要望を表明しえなくなっているときには、いわんや人民が専制支配者たちに対する抑圧措置を命じることが不可能であるときには、そして、人民を苦しめ苛むために、また常にますます、そして計り知れないほどに人民を隷従させるために、専制支配者たちが利用する、強奪された権力を彼らから奪い去ることができないときには、事情は異なる。

そのときには、きわめて勇敢な人びと、献身的に奉仕しうる人びと、活力や熱意や氣力を、つまり、真に自由な精神をもつすべてのフランス人が一度として忘れたことのない人民的な憲法がその庇護の下に寄託されたあの高潔な美德を最高度に備えていると思つてゐる人びと、また、自らの心あるいは自由そのもの（彼らに自由の声をより強くかつ詳しく聞かせる）に突き動かされて、どんなことでも十分にできるようになると確信している人びと、こうした人びとが自ら進んで絶大な影響力を蜂起に対して行使し、蜂起の主導権を握り、自由を目差す蜂起者という榮光ある肩書を帯び、自分たちの同胞市民の救い主たる政務官〔公的要職 *High Office*〕を任じることが、正当かつ必要なことなのである。

〔蜂起指導部の必要性〕

以上が、われわれの決意を正当化し、かつ、その決意に偉大かつ高邁な性格を与えているようにわれわれには思われる理由である。こうして、自由の救済のためにこの使命を不可欠なものとしてゐる状況からして、この使命を主権者たる人民に委ねることはできないがゆえに、われわれが自らに課したきわめて正統であることを認めた後に、われわれはさらに、勵ましともなる次のような真実にも氣付いた。すなわち、人民に対して浴びせられてゐる、臆病であるという非難はまったくの冒瀆であること、そして、実際に非常に耐え難いものとなつてゐる桎梏を人民が打ち砕こうとして示してゐる全般的な苛立ちを見るにつけ、現在まで人民がそれを打ち砕くために何もしてこなかったとしても、その原因はただひとつ、指導者がいないという思い込みに歸すべきであることは難なく理解できる。しかも、われわれが指摘してゐたように、人民は大いに後悔しながら、彼らへのたび重なる侵害に対する処罰を引き延ばしてきたのである。あらゆることが、人民からの全幅の信頼を受けるに値する導き手が指導に当たつてゐることに人民が氣付くならば、何をなしうるか、ということをわれわれに告げていたのである。】

〔革命工作員と秘密総裁府との関係のあり方〕

こうした傾向に励まされたわれわれは、直ちにきわめて輝かしいわれわれの企てを補佐しうる人びとに眼差しを向けるにいたつた。同志諸君。裏切られた祖国の最初の復讐者となつた人びと（秘密総裁府のメンバー）は、諸君の一連の共和主義的行動や、革命の全過程でとられた純粹な愛国心からの多数の行為や、愛国的で勇敢なものすべてに対する迫害の日々に諸君が経験した大変な試練に基づいて、諸君に眼差しを向け、最初に信頼を寄せ、また作戦の最初にして主要な部門を委ねたのであつた。

秘密公安総裁府が諸君に託す職務の部分は、貴重かつ重要なものである。それを引き受けるには秘密保持、慎重さ、活発さ、そして万人の幸福への愛が大いに必要とされる。また、総裁府が諸君を見込んだとおりの人間としての勇気が必要とされる。

秘密総裁府は、自らの基本的組織と諸君との関係の組織化とを、英知と慎重さとを天秤にかけながら検討した。

秘密総裁府は、一二の区に一二人のバリー市工作員 *agents municipaux* を任命すべきであると考えた。また秘密総裁府は、秘密総裁府と工作員との間の伝達手段を適切に調整したので、連絡はほぼ直接的なものとなるであろう。ただし、一二人の主要工作員が秘密総裁府のメンバーを知ることではできない。このように慎重を期す理由は【容易に理解しうる。企てられている蜂起の最重要部分、一連の作戦全体の成功を左右する部分、この秘密の最重要部分は、蜂起委員会の存在よりもむしろ委員会を構成している人物たちについての情報獲得なのである。事実、専制支配がこのような委員会の存在を知つたところで、そのメンバーが分からない以上は、彼らメンバーにとって不都合は何ひとつ生じないからである。専制支配に対して用心するよう注意させることを除いて、祖国にとつても不都合はもたらされない。しかも専制支配は、自らの犯罪が純粹な心の持ち主すべてに専制支配に対する陰謀を企む気持ちをかき立てたにちがいないことを前から知つていたがゆえに、以前から用心しているのである。したがって、広範な革命を行う委員会の存在が露呈しても

大きな危険にはならないであろうし、われわれは後で、抑圧から脱け出る機会および時期のみを渴望している不幸な大衆をいっそう勇気付けるために、ある時期にその委員会の存在を半ば明るみに出すことが賢明であるかどうか、検討するであろう。しかし逆に、主要な陰謀家が見破られたならば、すべてが失われることになるであろう。すなわち、彼らが失われることによって、単一の中枢に由来する下部組織の結びつき全体が破壊されるであろうし、また第二の確実かつ危険な効果として、もっとも勇敢な市民たちを狼狽させ、怖気づかせることとなるであろう。」

共和主義者よ。【諸君を主要かつ最初の工作員に選んだ以上、諸君を大いに信頼しているにもかかわらず、諸君に対してさえそのメンバーを知らせないという選択を秘密総裁府が行なった理由は以上のとおりである。これに加えて、軽率さがもたらす危険あるいは（秘密総裁府がとつたのは）反対の決定による危険、さらには、重大な秘密の重荷をたいていは負担として耐え、友情あるいは友情と思われれるものにその秘密を打ち明けることによって重荷から解放されるように思われる人間の弱さについての認識が予見させる危険、以上のこともすべて秘密総裁府によって検討されたのであり、秘密総裁府は祖国の救済をこうした可能性に委ねてしまうかもしれないことを望まなかった。その上、誠実さの観点からしても、最も重要な問題を託された二人が同じように揺るぎない誠実さをもっていることとまた、まだきわめて困難である。秘密総裁府はこと（計画）が首尾よく運ぶ上で必要な、また諸君としても首尾よく運ぶことへのあの全面的信頼をそれでもやはり諸君自身に確実に抱かせようになる、と信じた。なぜ秘密総裁府はそう信じたのであろうか。大胆さや献身、そしてこうした企てを行うのに必要な勇氣という資質のうちに、諸君がこのようにそれを信頼する理由を看取るであろう、と確信していたからである。

秘密総裁府はさらに、悪意にはけっして上手く真似のできない真理と誠実さとのもつ雰囲気が第二の保証として存在すると考え、またこの雰囲気は諸君が秘密総裁府のすべての行為のうちに看取るであろうと考えた。】

われわれが【捕まえられないようにするのに、またわれわれの措置を挫折させえないようにするのに適した予防策に

よって】備えを固めると同時に、【われわれは諸君があらゆる不測の事態に巻き込まれないこと、また、われわれの文書に押された特殊な印影から、それらの文書に署名がなされているかどうかに関わりなく、諸君が常にそれらの真実さを見分けることができることを望んだ。】

秘密総裁府は、【二人の主要工作員をお互いに切り離すほど慎重になった。彼らはすべて同じ指令を受け、全員が同じことを行い、同じ目的に向けて一致協力する任務を負うのであるが、しかしながらお互いに面識をもつことはない。われわれは、こうした相互の面識はまったく不必要であると考へた。また相互の面識からはためになることは、何ひとつもたらされえないであらう。明らかに、【計画】推進の始動は秘密総裁府から各工作員が直接に受け取れば十分だからであり、またさらに、この成功はきわめて時間に正確な実行にのみ左右されうること、そして二人の工作員の間で打ち合わせをするとなると、統御者 *Regulateur* たる総裁府の考へや企みからおそらくかけ離れてしまう、障害や遅滞や修正をもたらしかねないことは間違いないからである。【その上】主要工作員の選択に際してわれわれが細心の注意を払ったことよって、われわれには疑いなく十分に無縁のものとなっている（しかし、かくも重大な目的が存在するときは、あらゆる事態を恐れ、最悪の場合を想定し、あらかじめすべてを未然に防がねばならない）推測であるが、以下のようなことが生じた場合には、相互の面識からはきわめて重大な不都合が生じかねない。繰り返して言うておくが、【工作員】相互の面識や主要工作員と秘密総裁府との間の相互接触があると、その結果、きわめて重大な不都合が生じかねないであらう。すなわち、きわめて残念なことに、たまたま彼らのひとりがかうっかり秘密を漏らすか、あるいは裏切り行為を犯したりしたような場合には、彼は仲間的工作員を殺すことになる。しかるにお互いに面識がなければ、蜂起者たちが、彼のへまないし不誠実の結果として失うのは、彼だけである。彼が脱落しても、誰も巻き込むことはできないし、企てを水泡に帰すことも、また、自由の命運を危うくすることもできない。】

同じ切り離しのための用心が【中間工作員に対しても講じられるのであり、また同じ注意がその選別にあたって払わ

れた。しかしこうした注意とは別に、彼ら〔中間工作員〕に関してさらには、誰ひとりとして自分しか危険にさらさないように、あるいは彼個人しか陰謀派全体から奪い去られないように、あらゆる工夫が講じられた。中間工作員にはその上、自分が果たす積極的役割も、また彼が接触し、彼が秘密総裁府との連絡手段のひとつを務める主要工作員の積極的役割も知らされない。彼はまったく別の目的に使われていると思ひ込まれる。彼は、通信文の束を直接に秘密総裁府に渡すのではないのであって、すべてが、いかなる中間工作員も秘密を知りうることなく、まさにこの総裁府に届くこととなる。それゆえ、主要工作員たちは仲間の工作員によつても、また中間工作員によつても裏切られることを心配する必要はなくなる。双方とも、お互いの正体を知らないからである。主要工作員は秘密総裁府の四人のメンバーのみが知っているものであり、しかも、それらのメンバーについては、いかなる事が生じようとも、お互いに警戒などする必要はないのである。

一般的に見て、すべてを切り離し、すべての連絡を切断する壮大な方式を採用した秘密総裁府は、その組織全体をこの秩序に従わせることとなるのであって、その結果、直接あるいは間接に秘密総裁府が用いる個人はみな、誰をも裏切ることができず、またその個人の損失も彼以外の革命家の損失を招くことはないほどである。疑いもなくこうした計画は、各人は自分自身のみを警戒すればよいとするものであって、その計画に協力する人びとすべてを安心させるためのものである。

諸君のうちの幾人かからの報告や情報によつて欺かれることが決しないようにするために、われわれ自身が極度の用心に基づいて諸君に対して常に取らねばならない慎重さに関して言えば、それはわれわれに関わることである。われわれは、それらの報告が真正のものであることをわれわれに保証してくれる各自の印影も署名も求めないし、また〔そうした仕組みを〕設けることもしない。しかしわれわれは、明確な特徴や証拠に照らしてこの真正さをきつと識別しうろと思つている。】

〔主要革命工作員の任務〕

【同志諸君。われわれの企てを正統化すると思われれること、そしてその企てに協力する諸君すべてを個々に安心させるに違いないことについて諸君に述べた後で、諸君はまず何をなすべきであるか、について秘密総裁府が考えていることを示すべきである。】

この指令書に先立って、われわれが諸君に宛てた組織〔規約〕の第二条および第三条は以下のように指示している。「各区において、ひとつないし複数の愛国者集会を組織し、その集会において人民的な新聞の朗読を通じて、また人民の諸権利と人民が置かれている現状についての議論を通じて、公衆の意識をかき立て、指導に当たる」。

「公衆の意識の温度を毎日記録する。そうした記録の中で、愛国者たちの多かれ少なかれ有利な傾向を報告し、引き起こすべき運動の展開を支援する能力がきわめて高い個人について知らせ、その個人に適した仕事の種類あるいは革命的任務を示す。集会に潜り込もうとする策謀家や偽りの仲間たちを明らかにし、さらにエネルギーの発展に対して、正しい方針と再生を目差す思想とを鼓舞することに対して彼らがもたらす障害や妨害を報告するものとする」と。

同じ組織〔規約〕の第四条および第五条は、秘密総裁府が待っているそれらの記録、情報あるいは報告を諸君が秘密総裁府に伝達しうる手段について定めている。

諸君はそれらを中間工作員に渡すこととなるのであり、中間工作員は、秘密総裁府が諸君に伝えなければならないと思う今後の指令を諸君に届けるのと同じように、諸君の手から直接それらを受け取ることとなる。

〔集会の組織化について〕

同志諸君。まず諸君がなすべき任務の範囲は以上のごとくである。われわれはもはや、細部にわたる見解をいくつか諸君に示しておくだけでよからう。諸君の判断に従って手直ししてくればいいのである。

諸君が担当する区でひとつないし複数の愛国者集会を組織するよう、われわれは諸君に促しているが、その際、それがあまりわざとらしくなされないのが得策であることは諸君にはよく分かっているであろう。そして諸君が創設者あるいは指導者のように見えることがなくても、諸君がそうした集会を組織し、諸君の精神を集会の精神とすることは可能である。実際に指導し、組織していることを優先し、そう思われたいという虚栄心は捨てようではないか。大きなはずみを与えるための見えざる道具であることの自覚以上に、真の偉大な勝利の保証となり、内心の大きな満足を与えてくれるものはひとつとしてない。「そのときには」われわれは、政治の舞台で主役と見做されることを望むような人すべの思い上がり熱心に受けたがる敬意をはるかに上回る、当然の敬意をわれわれの天才に対して払うこととなる。われわれが兄弟たちを救うならば、そのときは彼らから喝采を受けるべきときとなるであろう。

ところで、主要工作員が、われわれの望むクラブを設立し、組織し、指導しているように見えることがほとんどなくとも、そうしたクラブを設立し、組織し、指導することは、われわれにはきわめて実行可能なことであるように思われる。組織することについて語っている際にもやはり、同じく慎重さという理由から、新たに設立することにこだわるよりも、古い要素、既存の古い基礎の上にわれわれの組織を据えるべきである、とわれわれは考える。いくつかの区には、すでに愛国者たちが普段集まるキャフェがある。諸君は、ただ単に、彼らをそこにより数多く、より頻繁に集めることに専念していただきたい。しかしながら、もはやお互いに知り合いになれないほど、また当局に疑念を抱かせる理由となるほどに、そうした結集点をあまりに多くの人びとでいっぱいにするよりも、むしろ結集点の数を増やすことに努めていただきたい。それらの場所をひとつとつかわるがわる見て回っていただきたい。さらに、キャフェでも個人宅で集まりをもつ方を選んでいただきたい。個人宅では愛国者たちはより完全に自由で、スパイ行為にさらされにくく、愛国者が信頼しうる仲間だけを受け入れることがより可能となるであろう。一般的に言って、これらの集まりの公開性あるいは対外的性格を重視しないでいただきたい。それらをクラブや結社や集会と呼ばないでいただきたい。仰々しい

名称はすべて避けること。率直にキャフエになに、だれだれさん宅、と言うこと。諸君がそこに行くことは、散歩とか訪問と呼ぶこと。事物 choses はかまわないが、言葉 mots は用いてはならない。

〔新聞を用いた活動の重要性〕

われわれは、集会場所の設立という任務のうちに、今ひとつの任務について諸君に語ったことがある。そのためには、人民的な新聞の朗読に付け加えて、人民の諸権利について、また人民が目下置かれている困難な状況についての議論を行えば十分であろう、とわれわれは主張してきている。どうか、何よりも人民的な新聞の朗読をやっていたいただきたい。秘密総裁府はこの手段をもっとも強力な手段として諸君に薦める。そうした新聞の選択は諸君にとって難しいことではない。諸君には容易にそれらが識別できるであろう。秘密総裁府は諸君の集会において配布するためにだけでなく、最良の愛国者に個別に配布するためにも、諸君にそうした新聞を手渡すこととなる。文書以外にも、必要が生じたときには、他のすべての行動手段および行動させる手段が諸君に提供される。今しがた語った新聞は、大部分指針として、また指針に基づく一般的指令として役立つであろう。それらの新聞は、現在までわれわれの諸原則を、そして真の民主派の諸原則を唱道してきている。それらの新聞はそうし続けるであろうと、そして諸君が常にそれらの教説のうちにわれわれの教説を見て取るであろうと、われわれは思っている。その教説を支持し、称賛すること、諸君が他人に見せても差し支えない役割は、ほぼこれに還元される。しかもそのためには、諸君は、皆と変わらない単なる関与者、単なる聴衆や出席者としてしか諸君を見ない示威運動の集まりから離れる必要はまったくない。記録や報告（の作成）部分は密室でなされるほかないのであって、諸君の使命はなおも知られないままである。諸君の使命のうち、この最後の部分については、われわれは細部にわたる指摘を行うつもりはない。その実行のための道筋は組織規約の第三条によって、またこの指令で前述したことによって、十分明確に示されているからである。

諸君に提供されることとなる人民的な新聞が諸君の指針となり、【今後われわれが諸君に与える指令（諸君がわれわれから受け取ることのある、逆の指令を除く）の補いとなりうる、と述べるにあたって、諸君は同じそれらの新聞によって設定されている温度以上にエネルギーの温度を上げてはならないと諸君に言うだけで十分である。しかもこうした指摘は、総裁府がその設立文書（「証拠書類 四」）の中で「権力強奪者たる権力機関による犯罪が極度に達し、革命の激発を支持する傾向を熟させており、その激発を、実り多いものとするには、また統治者たちにその成功を確保しうるようにするには、おそらく自由を求める人びとの高揚に拍車をかけるよりもむしろ、それを静めることの方が必要である」と述べた際におこなった指摘に含まれているのである。】

〔市民の世論と兵士の世論〕

ところで、人心を適当な暖かさに保つことが重要であるのと同じくらい、あまりにも早くそれを最高度にまで燃え上がらせることは無益である。人民の世論が熟していても、兵士の世論はそうでない、ということを考慮しなければならぬ。兵士は、市民たちを、そして兵士自身をも屈服させるために兵士を用いようと望む政府の巧妙で油断のならない策略によって惑わされているからである。したがって、正しい気温の上昇のうちのみ人びとをかき立てることが思慮分別を働かせることとなるのであり、秘密総裁府は常に、変わりやすいその温度を示すことになる。

〔万人の幸福のために〕

同志諸君。以上が第一歩を踏み出すにあたってわれわれが諸君に述べるべきことのほぼすべてである。諸君の熱意、知性、そして愛国心が、かくも重大な使命の構想の中でわれわれが諸君に指示し忘れたかもしれないことすべてを補ってくれるであろう。【われわれが何よりも諸君の美徳を完全に知っているがゆえに、われわれは技巧に訴えることなく、

諸君のエネルギーをかき立てることができた。諸君の心の中でも、またわれわれの心の中でもその正しさが承認されている事柄を単に説明するだけで、諸君に協力を勧めている企ての必要不可欠性を納得してもらうのに十分であるように思われたからである。フランス人よ。諸君の救済とわれわれの救済が問題となっているのである。現在の世代および後世の世代の救済、われわれの共和国および世界の救済が問題となっているのである。われわれの勇気が真に人民が目覚める合図とならんことを。われわれによって奮い立った人民が、ついに耐えがたい眠りから脱け出し、幸福の支配、平等および自由の支配を永遠に確立せんことを。準備はすべて整っている……。万人にとつての豊かさ、平等、万人にとつての自由を保証する法体系がその偉大で荘嚴な姿を現すためには、それが取つて代わるべき、隷従状態と抑圧と死の遺物とを転覆することのみを必要としている。この幸福をもたらす破局を企てよう。われわれが制定する規範は、万人の幸福を保証するがゆえに、ついに安定的で永久のものとなるであろう……。それは、誰かを高い地位につけるために作られるのではではなく、それが対象とする人びとすべてに同時に恩恵を与えるために作られる。今や、野心家たちすべてが姿を消し、人間の傲慢が打ち破られるべきときである。今やついに、われわれひとりひとりが制度と法にのみ従属し、われわれの誰ひとりとして何人も従属させない、というあの課題を実践の中で解決すべきときなのである。】

訳注

〔1〕 本資料はやや長いことから、訳者の判断で見出しをつけておいた。本文中で【】で括った箇所は、「証拠書類 一〇」(次号掲載)で重複を理由に、ブオナローティによって省略されている箇所(同じく【】で表示)である。

〔2〕 「九三年憲法」第二三条は「フランス共和国は、忠誠、勇氣、老齡、孝心、逆境を顕彰する。フランス共和国は、あらゆる美德の庇護の下にこの憲法を寄託する」と規定。

〔3〕 実際の「陰謀」に際しては七人の総裁によって構成された。

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀(三)

[4] 組織規約第二条の後半。「その集会において人民的な新聞の朗読を通じて、また人民の諸権利と人民が置かれている現状についての議論を通じて、公衆の意識をかき立て、指導に当たる」としていた。

証拠書類 七

平等派宣言¹⁾

「社会的技術の最終目的としての、事実上の平等」

コンドルセ『人間精神進歩史』〔渡邊誠訳『人間精神進歩史』岩波文庫、一九五一年、二四八ページ〕

フ・ラ・ン・ス・の・人・民・よ。

一五世紀にわたって「フランク族のガリア侵入以来」君たちは、奴隷としての生を、したがって不幸な生を送ってきた。諸君はこの六年來、独立性、幸福、そして平等を待ち望みながら、ほとんど一息つく暇もない。

平等。これこそ、自然の第一の願望であり、人間の第一の欲求であり、またあらゆる正統な協同社会 association の第一の紐帯なのだ。フランス人民よ。この不幸せな地球の上で細々と暮らしている他の諸国民と同様に、君たちもまた恵まれていなかった。多かれ少なかれ抜け目のない人食いたちの手に委ねられた哀れな人類は、いかなるときにも、またいかなる場所でも、ありとあらゆる野望にもあそばれ、ありとあらゆる専制支配に食い物にされてきた。いかなるときにも、またいかなる場所でも、人びとは空約束に騙されてきた。しかし彼らは、いかなるときにも、またいかなる場所でも、言葉と事実とをともに手にしたことはない。われわれは大昔から、人間は平等である、という偽善的な言葉で繰り返し聞かされてきた。しかしながら大昔から、人間の品位をこの上なく貶め、またこの上なくおそるべき不平等が、

人類の上に破廉恥にもしかかっている。市民社会が存在するようになって以来、人間のもつともすばらしい特性は反論なしに承認されているのに、しかしいまだ一度として実現することはなかった。平等は、法の立派で実りのない虚構でしかないからだ。平等がいっそう声高に要求されている今日、われわれに次のように答える連中がいる。「黙りたまえ、貧乏人どもよ。事実上の平等など妄想でしかないのだ。条件付きの平等で満足したまえ。お前たちは、法の前にみな平等なのだから。下層民たちよ、これ以上何が必要なのかね」との返事がわれわれに対して返されているのだ。われわれにはさらに何が必要なのか、だって。立法者よ、統治者よ、富裕な地主たちよ。今度はお前たちが耳を傾ける番だ。われわれはすべて平等ではないのか。この原則には依然として異論はない。気が狂っているのではない限り、昼間なのに夜だとまじめな顔をして言うことなどできないからだ。

その通り。今やわれわれは、平等に生まれたのと同じように、平等に生き、平等に死ぬことを願う。つまりわれわれは、実質的な平等を、さもなければ死を望んでいるのだ。これが、われわれに必要なものなのだ。

しかもわれわれは、いかなる犠牲を払ってでもこの実質的平等を手に入れるのだ。この平等とわれわれとの間でわれわれを邪魔する連中に災いあれ。かくもはっきりとした願いを妨害するような連中に災いあれ。

フランス革命は、はるかに偉大かつ荘厳な、そして最後のものとなるであろう、いまひとつの革命の先触れにほかならない。

人民は、人民に敵対して結託した国王たちと聖職者たちを徹底的に打ち破ってきた。以前の連中の後釜にすわる新たな専制者たち、新たな政治的偽善者たちも、同じ目に遭うだろう。

われわれにとって、諸権利の平等以上に必要なものは何なのか。

われわれにとって必要なのは、「人間と市民の諸権利の宣言」のうちに書きとめられた平等だけではない。われわれは、平等がわれわれの間に、われわれの家の屋根の下にも存在することを望んでいる。われわれは、その平等のために

ならいかなることに同意し、ただ平等だけを守るために白紙状態に戻すことに同意する。実質的な平等がわれわれのもとに残りさえするのであれば、必要とあらば、いかなる技芸も消え去るがいい。

才能も誠実さも持ち合わせていない立法者と統治者たちよ、血も涙もない富裕な地主たちよ。お前たちが、「それは、以前に一度ならず要求されたあの農地均分法 *loi agraire* の焼き直しではない」と述べることによって、われわれの神聖な企てを挫こうとしても、それは無駄なことだ。

中傷者たちよ。今度はお前たちが黙る番だ。そして、狼狽のあまり沈黙する中で、自然の摂理が命じ、かつ正義に基づいたわれわれの主張に耳を傾けるがいい。

農地均分法すなわち田畑の分割は、幾人かの無定見な兵士が抱き、また、理性よりも自分たちの本能に突き動かされた一部の細民が抱いた、瞬間的な願望であった。われわれは、より崇高かつ衡平な何かを、すなわち、共同の財産 *biens communs* すなわち財産の共同体 *communauté des biens* を目差しているのだ。もう土地の個人的所有は廃止すべきだ。土地は誰のものでもないからだ。われわれは、土地のもたらす果実を共同で享受することを要求し、望んでいる。果実は万人のものであるからだ。

はつきりと言おう。われわれはもうこれ以上、大多数の人間がごく少数の者に任せ、また、ごく少数の者の楽しい喜びのために働き、苦勞することには、我慢ならないのだ、と。

もうずいぶん前から、一〇〇万人にも満たない人間が、二〇〇〇万人以上の彼らの同胞や同等者の所有するものを自由に利用している。

われわれの子孫が信じたがらないであろう、こうした言語道断な事態は、ついに終わりを告げねばならない。金持ちと貧乏人との、お偉方と下々との、主人と召使との、統治者と被治者との間の目に余る区別は、ついに消え去らねばならない。

年齢と性による区別以外の区別はもはやあってはならない。万人が同じ欲求と同じ能力とをもっているからであり、したがって万人にとつては、ただひとつの教育とただひとつの生活の糧しか存在しないようにしなければならない。万人が、ただひとつの太陽、ひとつの空気で満足している。それなのに、どうして、彼らのひとりひとりにとって、同じ割り当て、同じ品質の食事で不十分だ、というようなことがあるのだろうか。

しかしすでに、想像可能なかぎりもっとも当然の道理への敵対者たちが、われわれに非難を加えている。彼らは、「壊乱分子にして叛徒たるお前たちは、虐殺と略奪しか望んでいない」などとわれわれに述べている。

フ・ラ・ン・ス・の・人・民・よ。

われわれは、彼らに対する反駁に時間を浪費するつもりはない。しかし、君たちに対してこう言っておこう。「われわれが組織している神聖な企ては、市民の不和と国民の貧困とを終わらせることのみを目的としているのだ」と。

かつてこれほどに壮大な計画が構想され、実行に移されたことは一度としてない。時おり、幾人かの天才や賢人が、小さくて震える声でそうした計画について語ったことはある。しかし彼らの誰ひとりとして、真理を全面的に語る勇氣をもちあわせていなかった。

偉大な措置を講ずるべき時が到来した。悪はその極みに達し、地表を覆いつくしている。政治という名をまとった大混乱が、もう数世紀も前から地上に蔓延している。すべてが秩序に復し、再びそれにふさわしい場を占めなければならない。平等の声にあわせて、正義と幸福の基礎が組織されねばならない。平等者の共和国、*Republique des égaux*を、すなわち、すべての人びとに対して開かれた、あの一救済院を樹立すべきときが到来したのだ。すべてを初元の状態に復すべき日々が到来したのだ。嘆き悲しんでいる家族よ、自然がそのすべての子らに対して整えた共同の食卓につきにやっ来て来たまえ。

フ・ラ・ン・ス・の・人・民・よ。

さあ、あらゆる栄光の中でもっとも純粋な栄光が君たちのために前もって割り当てられていた。その通り。まさに君たちがまずこの感動的な光景を世界に対して提供すべきなのだ。

古くからの慣習や昔からの先人観が、またもや、平等者の共和国の樹立を妨害しようとするだろう。犠牲者を出すことなく、また犠牲を払わせることなく、あらゆる欲求に応えるただひとつの組織である、実質的な平等の組織化は、おそらく初めのうちはすべての人びとに喜ばれるというわけにはいかないだろう。エゴイストや野心家は怒りに身を震わせるだろう。不当に所有している人びとは、不正が行われているとして糾弾するだろう。排他的な楽しみ、孤独な快樂、そして個人的な安樂は、他者の苦勞に対して無感動になっている一部の人びとに激しい恨みの声を上げさせるだろう。

絶対的な権力を好む連中、専制的権力の卑屈な手先どもには、なかなか彼らの尊大な指導者たちを実質的平等の水準に屈服させることはできないだろう。彼らのごく限られた見方からは、共同の幸福がもたらされる未来は近い、ということとをなかなか理解することはできないだろう。しかし、全員が幸福であって、しかも、何千人かの不満分子が手中に収めていた至福をかくも長い間探し求めていたことに驚いている大衆に反対したところで、その何千人かの不満分子には何がなしうるのだろうか。

この真正正銘の革命の直後から、何千人かの不満分子はすっかり驚きながら、こう言い合うだろう。「おやおや。共通の幸福とは、これほど僅かなことで手に入るものだったのか。われわれはそれを望みさえすればよかったのだ。ああ、どうしてもっと早くにそれを望まなかったのだろうか」と。われわれにそのことを何度も言わせる必要があったのだろうか。疑いもなく、その通りなのだ。同類や同輩よりも豊かで、権勢をもった人物がただのひとりでもいれば、釣り合いは崩れてしまう。そして、犯罪と不幸が地上に存在することになるのだ。

フ・ラ・ン・ス・の・人・民・よ。

いまや君たちは、ある憲法の素晴らしさをどのような特徴に基づいて見分けるべきなのだろうか。……事実上の平等に全面的に立脚した憲法のみが、君たちの抱く願望すべてに相応しく、またそれらの願望すべてを満足させてくれる憲法なのだ。一七九一年と一七九五年の貴族支配的な憲章は、君たちを縛り付けてきた鉄鎖を打ち砕くどころか、君たちを強固に束縛するものだった。一七九三年の憲法は、実質的な平等に向かって事実上の大きな前進であって、これほど実質的な平等に接近したものはいまだかつてなかった。しかし、その憲法もいまだ目標を達成してはならず、共同の幸福 *bienheur commun* にはまったく取り掛かっていなかった。

フ・ラ・ン・ス・の・人・民・よ。

あふれんばかりの至福に注目し、心を開きたまえ。そして、われわれとともに平等者の共和国を承認し、それを宣言しようではないか。

訳注

〔1〕 この宣言は、シルヴァン・マレシャル(第二章原注(16)の補注(*2)、また、第三章原注(4)を参照)の執筆による。執筆時期は共和暦第四年フロレアル初め(一七九六年四月二〇日過ぎ)とされる。

〔2〕 農地均分法については第二章の訳注〔58〕を参照。

〔3〕 共和暦第三年ニヴォーズ一〜一九日(九四年二月二日〜九五年一月七日)付け『護民官』第二九号でパブーフは、公会内部に人民的で民主政的な平民派 *parti plébéien* とブルジョワ的で貴族政的な *aristocratique* 貴族派 *parti patricien* という二つの党派が存在すると指摘し、この時点では「一〇〇万人の擁護者」である後者が優越している、と述べた。また九六年三月初めから四月末にかけて発行された『人民の啓蒙者』紙のサブタイトルは「二四〇〇万人の被抑圧者の防衛者」で

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀(三)

八七(197)

あって、当時の推計人口から残りのこの一〇〇万人は抑圧者ということになる。ただし、これらの数字の根拠はとくに挙げられていない。

証拠書類 八

眞実を述べたために総裁政府によって断罪された〔護民官〕

パブローフの教説についての分析

第一項 自然は各人に対しあらゆる財 *goods* を享受する平等な権利を与えた。

この文書をめぐって行なわれた議論から導き出された論拠。

(一) 人間はすべて、最初に結びつく前には、自然が彼らの周りに豊富に与えてくれた生産物を平等に思いのままにできていた。

(二) 未耕作地において人間が結びついて以来、何が彼らの間にこの権利の不平等を打ち立てたのであろうか。彼らの間での生来の差異であろうか。しかし彼らはすべて、同じ諸器官と同じ欲求とをもっている。一部の人びとがその他の人びとに依存したからであらうか。しかし、ほんの些細な不満でもあれば散り散りになってしまいかねない同胞を隷属させうるほど強力な者はひとりとしていなかった。しかも、相互扶助と共同の慈善のものたらす利点が、彼らすべてに対し、自然が与えてくれたと感じる諸権利を他者についても尊重することを余儀なくさせていたのである。では、彼らの心の残忍さによるのであろうか。しかし、同情心は彼らが組織されたことの直接的な結果であり、また、あの残忍さは興奮の高まりから生じるものである。屈辱や隷従を求める生来の傾向に

よるのであろうか。しかし、差別を目にすることは、きわめて粗野な人間にとってさえつらい気持ちをもたらすのであり、嫉妬と憎悪の源となるのである。

(三) 家族はさまざまな社会の主要なモデルではあったが、われわれが論じている権利のきわめて驚くべき証拠でもある。家族においては、平等は父親の愛情、子供たちのまとまりと幸福を約束するものである。その平等が破られるとどうなるであらうか。苛立ちと嫉妬が混乱と暴力とを家族内に持ち込むこととなる。すべてが、両親の愛情でさえ、子供たちに不公平に対する反感を抱かせることとなり、両親自身がこの反感を身につければ必ず家族内に危険な感情を持ち込む危険を冒さずにはいない。

(四) きわめて厳正な平等が、最初の協約 *conventions* によって確認されたはずである。なぜなら、それまであらゆる差別に反対であった人びとに対し、窮乏や劣った立場に同意させえなければならぬからである。

(五) この平等の忘却からは、以下のことが人びとの間にもたらされた。すなわち、
幸福についての誤った考え、

感情の異常、

人類の衰退、

暴力、紛争、戦争、

一部の人びとによる専制支配とその他の人びとに対する抑圧、

不公正を確認することによって、長期間にわたり社会を引き裂いた後に、ついには社会を解体してしまう、世俗的、政治的そして宗教的な諸制度、がもたらされたのである。

大衆が享受しえない特別待遇や豪華さや享楽趣味を目にすることは、大衆にとっては、苦悩および不安を尽きることなくもたらす源泉である。腐敗から身を守ることでできるのは少数の賢人のみであり、また一般大衆が節

度を踏み外すやいなや、彼らには節度という善のもつ価値をもちや認めることができなくなる。

幾人かの市民が新しい欲求を作り出し、大衆が味わったことのない洗練された趣味を自分たちの楽しみに取り入れると、どういうことになるであろうか。質素さはもはや好まれなくなり、幸福は活動的生活（観想的生活との対比での生活）および穏やかな魂の中には存在しなくなり、特別待遇や享楽趣味がこの上ない幸福となり、自分の状態に満足する者は誰もいなくなり、そしてすべての者が、不平等によって幸福へと至る社会の扉が閉ざされているのに、幸福を無駄に追い求めることとなる。

手に入れた特別待遇が多くなればなるほど、さらに多く特別待遇を望み、ますます嫉妬と羨望とをかき立てることとなる。そこから多くの馬鹿げた企てが生まれ、そこからカネと権力に対するきわめてとめどない、犯罪的な渴きが生まれ、そこから憎悪、暴力、そして殺人が生まれ、またそこから、征服好きと貿易への執心によって引き起こされ、不幸な人類をただの一瞬たりとも休ませることのない、血腥い戦争が生まれるのである。

ものの方がこうして大混乱に陥る中で、逸楽と苛立ちが人類の一部に害を及ぼし、他の部分を無気力にし、社会に対しその社会を防衛しえない世代をもたらすことになる。榮譽への執着から、榮譽がはぐくむ羨望や不満にもかかわらず、それを保持しようという用心が生じる。こうした用心とは、野蛮な法律であり、排他的な統治形態であり、宗教的な神話であり、卑屈な道徳であり、要するに一方での専制支配と他方での抑圧である。しかしながら、自然の声を完全に圧殺することはできない。その声は往々にして親不孝な子供たちを青ざめさせるからであり、その輝かしさによって人類が流した涙の仇を取ってくれるからであり、また、その声が人類の諸権利のうちに再確立されうることをめったにないとしても、最後には常に、自然の法則を無視した社会を転覆させるからである。

したがって、財産の平等 *égalité des biens* が、われわれの器官および欲求の平等の帰結であるとすれば、ま

た公共および個人の不幸やさまざまな社会の滅亡が、平等に対してもたらされる侵害の必然的な結果であるとすれば、この平等は自然権に属しているのである。

第二項 社会の目的は、自然状態においてしばしば強者と悪人に侵害されるこの平等を防衛し、万人の協力によって共同の喜びを増進することである。

論、
拠。

(一) ここで社会とは、協約によって規制された協同社会 association の意味であり、また、自然状態とは、その場その場での偶然の、かつ不完全な社会の状態の意味であって、そこには必然的に、法に従う前の人間が存在する。本項の中で言及された類の人びと〔強者と悪人〕による侵害が自然状態においては生じたかどうかを検討するまでもなく、この状態のもたらす不都合が法律の制定を人間たちに決心させたにしても、それらの不都合は平等に対する侵害から生じるものでしかないことは明らかである。ともかくも、平等の維持が共同社会の目的である。協同社会の構成員たち members は平等によってはじめて幸福になりうるからである。

(二) 間違いなく人間は、自分たちの力を結集することを通じて、可能な限り最小の労苦によって、思い描いている喜びを最大限に手に入れることを望んだ。

ところで、必需品の豊富さがこうした喜びを保証してくれるのであり、この豊富さそのものは、万人に配分されたときのみ可能な限り最小となる、協同社会の構成員たちの労働によって保証される。

第三項 自然は各人に対して労働する義務を課したのであり、この義務を免れる者は誰であれすべて、罪を犯すことになる。

論、
拠。

(一) 労働は、各人にとって自然の掟である。

(1) 砂漠の中でひとりきりの人間も、なんらかの労働をしなければ生活の糧を手に入れないからであり、

(2) 穏やかな労働がもたらす活動は、人間にとって健康と楽しみの源だからである。

(二) この義務は、社会によって、その構成員全員についても、またそのひとりひとりについても軽減されることはありえない。

(1) 社会の維持はその義務に依存しているからであり、

(2) 各人の労苦は、万人がそれとともにするときのみ、可能な限り最小となるからである。

第四項 労働と享受とは共同でなければならない。

理、
由。

すなわち、万人は労働の平等な割り当てを引き受け、そのことによって平等な量の享受を得なければならない、ということがある。

この原則の正しさは、前掲第一項および第三項の論拠に由来する。ところで、労働の共同体 *communauté de travail* とはどのような意味なのであろうか。すべての市民が同じ職業を強いられるか、あるいはそれを望まれている、ということであろうか。そうではなく、さまざまな労働が、無為の健常者をひとりとして残さないようなやり方で配分されることが望まれているのである。働く人の数が増加することによって、個々人の労苦を和らげつつも、公共の豊かさを保証することが望まれているのであり、また、そのお返しとして、自然の欲求と万人が満たしうる、要りもしないものへのわずかな欲求とに應えるものを祖国から受けることが望まれているのである。

「しかしながら」時間と天才の果実たる、工業の生産物はどうなるであろうか、という反論がおそらく出されるであろう。それ以外の産業よりも多くの報酬を得ないがゆえに、それらが消滅して社会に損害を与えるおそれはないであろうか、と。それは詭弁である。天才の努力はいかなる時代においても、栄光への愛によるのであって、富への渴望からではないからである。毎日、何百万人も貧しい兵士が、残忍な主君の気紛れに仕えること名譽のためだけに命を捧げているというのに、幸福感や平等への愛や祖国愛が、また分別ある政治の力が人間の心に及ぼしうる驚異に対し、疑いの念を抱くというのであるうか。その上、もしわれわれが幸せにも平等の法律の下で生きることとなつたならば、われわれには芸術の輝きや見掛け倒しの贅沢が必要となるであろうか。

第五項 一方に労働に疲れ果て、すべてに事欠く人びとがおり、しかし他方に、何もしないで豊かさの中に浸っている人びとが存在するときには、抑圧が存在する。

論、 拠。

(一) 不平等と抑圧とは同義語である。すなわち、ある人を抑圧することはその人に対して法を侵害することであるが、不平等から過度に働かされている人びとの方は抑圧されている。不平等は、人間の法律を対置するのも愚かしい自然法に反しているからである。

(二) 抑圧することは、ある人の才能を狭めること、もしくはその人の負担を増やすことである。不平等によって務めを重くさせられている人の楽しみを減らすことによって、まさにこのことを不平等は行っているのである。

第六項 土地あるいは生業から得られた財産を排他的に占有する者は誰であれ、罪を犯すこととなる。

説明と論拠。

平等をめざす、いわゆるパプーンの陰謀(三)

九三(203)

不平等の原因がこうした排他的占有でしかないことが証明されれば、私^の物と君^の物との区別を導入した人びとの罪も証明されたことになるであろう。

土地が分割された瞬間から、排他的な所有権が誕生した。そのとき誰もが、彼が手にした畑および彼が行いうる生業から得られたものすべてに対する絶対的所有者となったのである。

おそらくは、これと同じときに、必要不可欠な技能に専心していた人びとが、耕作する時間がなかったために、土地所有から完全に排除されたのであろう。一方は生存に必要な物の所有者であり続けたのに対し、他方の人びとは十分に払ってほしい賃金しか受け取る権利をもたなかった。しかしながら、賃金労働者の数が土地所有者の数を超えないかぎり、こうした変化は享受の配分の面での目立った変化をもたらさしはしなかった。しかし、自然災害が、一方の人びとの節約あるいは抜け目なさと、他方の人びとの浪費あるいは無能と相俟って、土地所有者を少数の家族にまとめ上げたために、賃金労働者が賃金支払者よりもはるかに数が多くなるとすぐに、前者〔賃金労働者〕は、自分たちの豊かさを誇らしく思い、賃金労働者を極めて質素な生活に追いやる後者〔賃金支払者〕のなすがままの存在となってしまった。

第一項において詳説した、不平等がもたらす嘆かわしい影響は、こうした革命〔土地の分割と所有〕に始まる。われわれはそれ以来、言語道断な不正を通じて、重い疲労と窮乏に打ちひしがれた勤労する人間の労苦を糧に暮らす無為の人間を目にし、富者が国家を手中に収めるのを目にし、また、貧窮ゆえに無理強いされ、無知ゆえに卑しめられ、宗教によって欺かれていた貧者に対し、支配者として専制支配的な法律を押し付けるのを目にしてきているのである。

不幸と隷属状態とは不平等に由来し、この不平等は所有に由来する。したがって所有は、社会の最大の災いの種なのであり、真正正銘の公的犯罪なのである。

われわれに対して、所有は、所有権を守るために設けられた社会より前から存在する権利である、と言う者がいるであろう。しかし、どのようにすれば、協約によって所有者に対して彼の労働の果実が保証されるより前に、このような

権利を思いつくことができたであろうか。どのようにすれば社会は、あらゆる社会的感覚にとってもっとも破壊的な制度を自分の生みの親であるとすることができたのであろうか。

最後に、勤勉で節約家の人間なら豊かさという見返りを受け、無為の者は貧困という罰を受けることになるのは正当である、などと言ってはならない。なるほど、よく働く人間が、責務を果たすことによって、祖国自身の破滅を招くことなく彼に与えるものを祖国から受け取るのは公平であり、また、そのことで公的な感謝という報いを受けることは公平であろう。しかし、彼はそのことによって自分の国を墮落させる権利を獲得することはありえないのであって、兵士が彼の武勇によって国を従属させる権利を手に入れることはないのと同じである。

貧困に追い込まれている責任を当人たちに負わせるべき、たちの悪い人びとが存在したとはいえ、不幸な人びとすべてが彼らと同類であるとすることはけっしてできない。多数の農民と手工業者とが、同情をまったく受けないまま、パンと水だけで暮らしているが、それは、破廉恥な道楽者が人でなしの父親からの遺産でのうのうと享樂するためであり、また、大金持ちの製造業者が低い手間で生地や小間物を、わが国の懦弱で遊蕩好きの怠け者たちにアラビアの香料〔乳香（フランキンセンス）〕や雉子²を供給する国々に送るためである。たちの悪い人びと自身、彼らの情念を発散させ、彼らの情念の結果を罰する社会的諸制度によって悪徳や愚行に引きずりこまれることがなかったならば、そうした人間にはならなかったのではないであらうか。

第七項 眞の社会においては、富者も貧乏人も存在してはならない。

第八項 貧窮者のために余分なものを放棄しようとしなない富者は、人民の敵である。

第九項 誰であれ、あらゆる富 *moyens* を蓄積することによって、他者から彼の幸福のために必要な教育を奪うことはできない。教育は共通でなければならない。

論、
拠。

(一) こうした蓄積は、労働者から、善良な市民にとって必要な知識を獲得する可能性までも奪い取ることとなる。
(二) 人民には幅広い教育は必要ではないが、人民がするがしこい人びとや自称学者たちの餌食とならないように、ある程度の教育が必要である。人民が自らの諸権利および義務を知ることが重要である。

第一〇項 革命の目的は、不平等を絶滅し、共同の幸福 *bonheur commun* を確立することである。
論、
拠。

混乱や災禍をいっそう悪化させ、同胞市民の完全な破滅を必然的にもたらすことを目的とする政治革命を通じて、混乱や災禍に同胞市民を委ねるような人物に誠実な人物などいるであろうか。改革のための好機を巧みに利用することは、熟達した高德な政治家が果たすべき些細な任務などではない。

第一一項 革命は終わってはいない。貧者がまさに奴隷として働き、貧窮のうちに衰弱し、国家の中で何の価値ももっていないのに、他方、富者たちはあらゆる財産を使い果たし、彼らだけが排他的に命令を下しているからである。

第一二項 一七九三年憲法は、フランス人の真の法である。なぜなら、人民はこの憲法を厳粛に承認したからであり、公会にはそれを変更する権利がなかったからであり、変更にこぎつけるに当たって一七九三年憲法の施行を要求した人民を銃殺させたからであり、その憲法を擁護することを通じて自らの義務を果たした議員たちを放逐し、殺し

たからである。また、人民に対する恐怖政治〔白色テロ〕と亡命者の影響力が、一七九五年憲法の起草とその承認といわれるものを支配したからであり、その憲法は、一七九三年憲法が獲得した投票の四分の一の支持さえ得なかつたからである。〔最後に〕一七九三年憲法は、市民ひとりひとりが法律に同意し、政治的諸権利を行使し、集会をもち、有益と思うことを要求し、教育を受け、飢え死にしない権利という、時効にかからない権利を確認したからである。しかし一七九五年の反革命的法令は、これらの権利を公然と、かつ完全に侵害してしまった。

第三項 市民はすべて、一七九三年憲法のうちに、人民の意思と幸福とを回復し、擁護しなければならない。

第四項 一七九五年憲法といわれるものに由来する権力はすべて、非合法的であり、かつ反革命的である。

第五項 一七九三年憲法を侵害する者は、人民に対する大逆で有罪である。

原注

(1) 共和暦第三年ブレイアール一日〔九五年五月二〇日〕とその後の数日間〔第二章註(2)を参照〕。

(2) ブルボット¹⁾、デュロワ、デュケノワ、ゲージョン、ロムそしてスーブラニは死刑に処せられ、またベイサールは流刑に、フォレスティエは禁固刑を受けた。

(*) 1) ブルボット以下、名前を挙げられている八人については、第二章原注(5)の補注を参照。

(3) 民衆派の人びとは、公然と虐殺されたり、あるいは監獄に詰め込まれたりしていた。〔逆に〕大多数の亡命者、とりわけ五月三十一日革命の後に〔祖国を〕捨てた亡命者はすべて、共和暦第二年テルミドール九日以後に呼び戻されていた。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(三)

九七(207)

[1] ポスターとしてパリの街に貼りだされたものは多くの新聞に再録されたが、論拠などの部分はなく、全一五項目の基本原則のみであった。BNF所蔵のもの(∞1155188)も八折版四ページであり、原則のみ。本文中にも記されているように、護民官 *tribun du peuple* という語が同格的に付けられている。

秘密総裁府内部での討議に基づいて、フオナローティが書いたこの文書(一五項目の基本原則)は、ジェルミナル二一日(九六年四月一〇日)にはすでにパリ市内に貼り出された。翌日にはパリのすべての街角に姿を見せ、これを読んだ人びと、とりわけ労働者から称賛を受けた、とされている。

[2] 原文では *oiseaux du Phase* と記されている。Phase は、黒海の東岸、コーカサスの南方コルキスを流れるパース *Phasis* 河。雉子のラテン名は *phasianus* (フランス語では *faisan*) で、このパース河の名に由来。特にオス雉子の羽根は装飾用に珍重された。

[3] 一七九三年憲法を承認した国民投票の際の投票総数は約一八〇万票、九五年憲法の際は約一一〇万票、というのが今日の通説的な数字である(第一章原注(9)の補注(*3)と訳註(35)、第二章訳註(34)を参照)。ただし、本書では、九三年憲法については四八〇万、九五年憲法については九〇万という数字を採用している(次号所収の「証拠書類 一一 一七九五年憲法に服従する義務はあるのか」を参照)。しかしこれらの数字の根拠は訳者には現時点で不明なままである。